

平地林解放をめぐる諸問題

——茨城県巴村の調査事例——

高津戸 昭 三

Some Problems on Alteration of Plain-forest Land Tenure Systems

——Based upon a survey of Tomoe-village, Ibaraki Pref.——

SHOZO TAKATSUTO

目 次

- まえがき
- I. 調査村の概況
- II. 調査部落の構造
 - 1. 調査部落の概況
 - 2. 農業の構造
- III. 農地改革と平地林解放
 - 1. 農地改革の実績
 - 2. 平地林解放の実態
- IV. 平地林利用の形態と様相
 - 1. 平地林利用の変遷
 - 2. 農地改革後の平地林利用の実態
- V. む す び

まえがき

茨城県は全国でも有数の平地林を所有する県である。その面積は8万町歩または10万町歩ともいわれ、山林総面積の約30%以上が平地林として存続している。この平地林のほとんどが、洪種台地に畑地と交錯しながら分布し、その大部分が開墾可能な未墾地である。かつて農地改革当時未墾地解放をめぐる貧農層を中心とした農民組合、特に常東農組と山林地主、農地委員会の間で激しい斗争が展開された、その結果昭和25年11月10日県農地委員会は、「運営が不適正であること、農地改革に対する態度が適正でない。」等の理由で委員会の解散命令を受け、知事に対し権限代行の指令が出されるなど、全国でもまれにみる県農地委員会の解散という社会的に大きな問題をなげかけた。

この平地林の大部分は個人所有の山林であり、国有・

公有林はほとんどないといってよい。山林経営は粗放的に経営され、その樹木は広葉樹が主で薪炭林として利用されていたが、戦後針葉樹に樹種転換が急速にすすみ農民的林野の利用が圧迫されつつある。また、農業経営によって化学肥料の発達により、林野への依存度は減少したとはいいい、農業と林野は密接不離の関係にある。特に平地林所有村は畑作農業が主であるため農業収入は少く、林野への依存度は割合に高いとみることができる。

以上の感点から平地林解放を中心とした、平地林の問題をみようとしたのが本報告のねらいである。まだ検討不十分の点も多いが、後の機会に補完したい。

この報告は昭和33年度文部省科学研究費（各個研究）による「平地林解放と山林小作に関する実証的研究」の実態調査の一部である。

この問題の研究にあたり、終始御指導下さった本学部農経教室の広沢吉平教授、高島永幹助教授、特に日南田静真助手からは貴重な助言を戴いた。この機会に謝意を表す。

また実態調査にあたって、鉾田町役場企画調査課長鬼沢弘氏、鳥栖部落の片岡静基氏及び調査部落の方々からは並々ならぬお世話を受けた、また調査に協力下さった本学部農経専修学生石岡明、丹野清秋、戸賀沢与四郎、中野祐寿の諸君、これらの方々には謝意を表する次第である。

I. 調査村の概況

1. 調査村の概貌

巴村は昭和30年3月15日鹿島郡巴村、徳宿村、鉾田町、新宮村の4町村と行方郡秋津村^{トノガタ}とが合併し、この地方の文化、経済の中心であった鉾田町を新町名とした。更に同年8月旧諏訪村の一部安房、柏態の二大字を

境界変更によって鉾田町に編入された。旧町村を地区と称し、各地区には支所を置かない。この報告では旧町村名を使用する。

巴村は茨城県の東南、鹿島郡の最北部に位置し、東北部に徳宿、東南は鉾田町、西南は巴川を隔てて東茨城郡および行方郡に面し、西北は東茨城郡上野合村に隣している。南北 10 軒、東西は狭溢で 6 軒で、その面積は 25.43 平方軒である。

調査村の西南は低地で北浦の水源巴川の流域に面している部分に水田があるが、他の大部分は洪積台地をなし、平坦な畑と山林が交錯しながら存在する純農村である。

調査村の行政区画は 7 つの大字からなり、それをいくつかの組に細分されている。村の発達は巴川の流域から次第に台地に発達していったといわれている。

村の土地を地目別にみたのが第 1 表である。

第 1 表 地目別面積 (S. 29)

地 目		面積 (反)	割合 (%)
農 地	田	2345.7	12.4
	普通畑	7710.4	40.7
	その他の畑	122.9	0.7
	計	10179.0	53.7
そ の 他	山 林	8154.7	43.0
	宅 地	610.9	3.2
	計	8765.6	46.3
総 面 積		18944.6	100.0
農家 1 戸当り農地面積		11.7	
// 山林面積		8.9	

総土地面積のうち、農地のしめる割合は 53.7% であり、他の大部分は山林である。農地 1,017 町 9 反のうち水田は 234 町 5 反、畑 783 町 3 反でその割合は水田 23%、畑 77% で畑が圧倒的に多い。この村の農業は畑作中心の農業であるということが出来る。水田は前述したように主として巴川流域にある。畑は東北部の台地に平地林と交錯して存在する。山林の大部分は平地林であって開墾可能な未墾地である。用材林としての価値に乏しい。

村の職業別構成は第 2 表のごとく、総戸数 1,018 戸、そのうち農家戸数は総戸数の 85.9% しめている。他は小売業、建築業がそれについている。これによって本村がいかに純農村であるかがわかるであろう。村の農家 1 戸当りの平均耕作面積は 1 町 1 反 7 畝、そのうち水田は

第 2 表 職業別構成 (S. 29)

	総戸数	農業	建設業	製造業	卸 売 小 売 業	サービ ス 業	公務
戸数	1,018 戸	874	34	21	43	20	26
割合	100.0%	85.9	3.3	2.1	4.2	2.0	2.5

2 反 7 畝、畑は 9 反であるから茨城県の平均に較べると畑においては多いが、水田は著しく少ない。結局耕地全体については県平均とほぼ同じ程度である。山林は 8 反 9 畝で平坦地の農村としては普通であろう。しかし農家を全般的にみて水田に乏しいことから生活水準は概して低いといえる。

この村の産業の基軸は農業であって、他はいずれも大したものはない。では農業生産の状況についてみてみよう。本村の農業生産の特徴は、第一に畑作中心であること、第二に畑作のうちでもサツマイモ作の比重が大ききことである。これらの関係を第 3・4 表の作物別作付状況によってみれば明らかである。

水稻は作付面積 237 町 5 反、その生産量は 5,415 石である。水田は前述したごとく、巴川流域の低湿地のため湛水もしくは排水不良のため 1 毛田である。2 毛田はわずか 4 町 4 反にすぎない。2 毛作田とするにはなによりも、用排水施設の完備が必要であるが、この村ではほとんどおこなわれていない。水稻の品種は金南風を主とし、このほか農林系の中性種が作付されている。反当収量は 2.3 石程度で生産力は低い。オカボの作付面積は次第に減少し、昭和 29 年には 110 町 6 反であったが昭和 31 年には半減して 62 町程度である。オカボは主として自家用である。水田が少ないためオカボが多く栽培されるはずであるが、このようにオカボの減少した理由は、本村の畑作は土質や気候の関係から一般に旱害の危険が大き

第 3 表 作物別作付状況及び収量 (S. 31)

作物名	作付面積 (町)	反 収	総 収 量	主な品種
水 稻	237.5	2.28石	5,415.0石	金南風
オカボ	62.2	0.53//	329.7//	農林 21, 12 号, 新千本
小 麦	235.0	1.5 //	3,527.0//	青 葉
大 麦	285.3	1.6 //	4,564.8//	竹 林
サツマイモ	253.5	600貫	1521,000貫	沖繩 1 号
な た ね	152.0	1.1 石	1,672.0石	農林 16 号
落 花 生	136.8	380K	383,040K	小 粒 種
大 豆	47.5	0.65//	308.8//	農林 1 号

備考 鉾田町建設基礎調査による。

第4表 畑作利用状況 (S. 29)

冬 作			夏 作		
作物名	面積 (反)	畑作面積 に対する 割合(%)	作物名	面積 (反)	畑作面積 に対する 割合(%)
大 麦	2617.0	34.6	とうもろこし	692.6	9.1
ビール麦	255.1	3.4	大 豆	812.2	10.7
裸 麦	117.8	1.6	さつまいも	2073.8	27.4
小 麦	2372.2	31.3	落 花 生	1108.1	14.6
なたね	1121.2	14.8	た ば こ	344.3	4.5
			オ カ ボ	1106.5	14.6
以上の計	6483.3	85.6	以上の計	6137.5	81.1

く、とくにオカボは早魃に弱い作物であるから適作物ではないからである。今後畑地灌漑計画が実現すれば作付面積の増加は必須であろう。畑作物の中心はサツマイモである。戦時下の食糧増産が強行されたころより、その面積は増加をみた、戦時・戦後の食糧危機が一層作付面積の増加を促進させたことはいうまでもない。戦後の農業生産力の恢復とともに、サツマイモの統制撤廃にともなう一時減反されたといわれる。その後サツマイモが食糧への需要から工業原料としての需要へと転換をみ、その結果、価額も割合高価額が維持されたため、かえって増反の傾向をしめしている。サツマイモ作の増反傾向は夏作としては安定作物であることも大きな原因であろう。ではサツマイモ作の現況をみると、最近の栽培品種は沖縄 100 号が最も多く、農林系の品種はそれについている。サツマイモの反当収量は 50 俵前後であり、その価額は時期によって相当変動が激しいが、最近では 1 俵当り 300 円前後に維持されているようであるから、反当粗収益は 15,000 円ぐらいになる。サツマイモは種子イモを除いてほとんど販売されるから、本村の農家の主要現金収入源となっている。サツマイモの価額がこの程度に維持されているかには「茨城県東部三郡甘藷販売組合総連合会」(三郡とは鹿島、行方、東茨城郡を指す)の動きのあることに注意しなければならない。サツマイモの他に畑の夏作としては落花生がある。落花生の作付面積は昭和 31 年で 137 町でサツマイモに次ぐ換金作物である。品種は主に小粒種で食用というより油脂原料用にまわされるため生産数量の大部分は販売されている。大豆は 47 町栽培されているが、そのほとんどが自家醸造等に家計仕向されている。

冬作では麦類が圧倒的に多い。そのうち大麦は 285 町で最も多いが、この大部分は飯米不足を補うためにまわされ、その他飼料用とされている。小麦はこれに反し一部自家消費にまわされるほか大部分は商品化される。冬

作のうちでナタネの作付面積は 152 町歩で現金収入の少ない時期にまとまった金になる作物という意味で重要である。以上の作物のほか、近年タバコの作付面積が増加の傾向にある程度で、ほかに特記すべき作物はない。

用畜についてみれば第 5 表のごとく、昭和 29 年当時には特記すべきこともなかったが、昭和 32 年と対比してみると、乳牛は 34 頭から 75 頭と 2 倍に増加している。早くも明治乳業の集乳所が各所にでき今後益々増加する傾向にある。豚も 267 頭から 515 頭と約 2 倍に増加し、ほぼ半数の農家で飼養していることが注目される。豚の飼養頭数が近年著しく増加をみたのは、サツマイモの飼料化によるものと思われる。その他の用畜および家禽類の飼養にはみるべきものはない。役畜については農業の構造のところで述べることにする。

第5表 経営規模別用畜頭羽数 (S. 29)

	乳牛 (頭)	緬羊 (頭)	山羊 (頭)	豚 (頭)	兎 (羽)	にわとり (羽)	あひる (羽)
総 数	34	6	61	267	185	5,532	5
～ 5反	—	—	1	11	9	244	—
5～10	10	4	17	58	51	1,480	—
10～15	11	—	22	93	62	2,103	3
15～20	9	1	11	69	46	1,314	2
20～30	4	1	10	36	17	391	—
昭和32年	75	—	515	515	141	5,723	—

備考 昭和 32 年は鉾田町建設計画書による。

2. 農業の構造

これまで村の概貌についてみてきたのであるが、農業の構造についてさらに立入って考察することにする。

まず農業にとって最も重なる生産手段である農地についてみてみよう。経営規模別の耕地配分状況をみれば第 6 表のごとくである。

これによると経営規模 1 町以下の農家数は農家総戸数の 40% をしめているにもかかわらず、耕地面積は総耕地面積の 20% を耕作するにすぎない。この村の農家 1 戸当り平均耕作面積は 1 町 1 反であるから、平均以下の零細耕作農家が総戸数の 40% 以上をしめているのに対し、これに反しこの村では比較的大きな経営に属する 1 町 5 反以上の耕作農家数においては農家総戸数の 26% であるが、耕地面積においては 40% を耕作し、1 町以下の層とは相反する関係にある。このことは、この村の農業が零細農を基幹として形成されていることがわかる。

この零細農がいかなる形態で存続してきたかをしめすのが第 7 表である。

第6表 経営規模別の耕地配分状況 (S. 29)

区 規 分 模	農家戸数		田・畑面積計		田面積		畑面積	
	農家数 (戸)	割合 (%)	面積 (町)	割合 (%)	面積 (町)	割合 (%)	面積 (町)	割合 (%)
総数	872	100.0	1005.15	100.0	235.51	100.0	769.64	100.0
～1反	4	0.5	0.22	0	0.15	0	0.07	0
1～3	30	3.4	5.95	0.6	1.55	0.7	4.40	0.6
3～5	51	5.9	19.71	2.0	5.55	2.4	14.16	1.8
5～10	262	30.0	199.11	19.8	45.17	19.2	153.94	20.0
10～15	297	34.1	361.43	36.0	86.16	36.6	275.27	35.8
15～20	171	19.6	291.61	29.0	71.39	30.3	220.22	28.6
20～30	57	6.5	127.12	12.6	25.54	10.8	101.58	13.2

第7表 年次別自小作別農家数 (戸)

年次	総数	自作	自小作	小自作	小作
S. 22	747	138	102	147	360
25	823	446	235	91	51
27	867	651	172	27	17
28	865	538	267	26	34
29	863	597	228	22	16
30	874	640	188	26	20
31	890	645	179	38	28

この表によって明らかのように農地改革の初期に当る昭和22年をとってみれば、多少でも小作地をもっていった農家は総農家戸数の80%をしめており、自作農はわずか20%に満たなかったこと、農地を全く持たず完全な小作農が総農家戸数の約半数をしめているところから、この村では零細な貧農層が多かったのである。貧農層を中心に戦前から小作人組合が結成されていたが、この組合の運動としては小作料の減免要求が行なわれる程度であったようである。しかし、この組合も戦後農民運動がはじまったところに日農組織下に入り、この村は「日農組織の強いところであった。」組織の強化をはかりいたのも、階層分解が激しく、貧農層を多く生み出した上に、農地改革が行なわれたため貧農層が日農の組織に結集されたのである。

農地改革が一応終了したとみられる昭和25年をとって昭和22年と対比してみると全く逆の関係になり、小作農は360戸(48.2%)から51戸(6.2%)に減少し、小自作農も147戸(19.7%)から91戸(11.0%)と小作、小自作農は365戸(50.7%)の減少したのに対し、自作農は138戸(18.5%)から446戸(54.2%)、自小作農は102戸(13.6%)から235戸(28.6%)と

増加した。しかし大なり、小なり小作地をもつ農家は総農家数の半数に近い。農地改革は小作地の解放、小作農の解消を相当に実現したにもかかわらず、なお不徹底であったことは免れない。現在においても大なり、小なり他人の農地を借入している農家は総農家戸数の3分の1もある。また近年に至って自小作農が減少し、小自作農、小作農が増加しつつあることは注目されることである。

この村の農業は零細農が多いばかりでなく、他人の農地に多少なりとも依存しなければならない貧農層を基幹とした農業である。

次に林野所有についてみよう。既述のように本村には広大な平地林があるが、その所有形態についてみると第8表のとおり。

林野の総面積844町2反のうち私有林は林野面積の99.7%をしめ、この村では私有林が圧倒的に多く、国有林、公有林野は微々たるものでわずか2町2反にすぎない。私有林野においても個人所有林野が支配的であり、共有林はなく、社寺、会社所有林がわずかにある程度にすぎない。

樹種別林野面積をみると広葉樹が60%で最も多く、針葉樹が20%で広葉樹の3分の1にすぎない。広葉樹の主なものクヌギで、針葉樹では松であり、他の樹木は両者に混交されている程度である。このように広葉樹の多いのは、この地方では古くから薪炭業が盛んであったからであろう。

このような山林の所有関係をみたのが第10表で、この表によってわかるように山林を全く所有しない農家が31%もあり、1町以下の零細所有者を加えると78%と圧倒的な数をしめている。それに対し10町以上はわずか6戸で0.6%をしめるにすぎない。山林がいかん集中が激しいかを知ることができよう。このような山

第 8 表 所有者別林野面積 (反) (S. 33)

	総面積	国 有			公 有			私 有				
		総 数	林野庁 所管	その他 所管	総 数	県 有	村 有	総 数	社寺有	会社有	共有	個人有
山 林	8,160	7	—	7	15	—	15	8,138	21	35	—	8,082
原 野	282	—	—	—	—	—	—	282	—	—	—	282
計	8,442	7	—	7	15	—	15	8,420	21	35	—	8,364
割 合 (%)	100.0	0.1			0.2			99.7				

第 9 表 樹種別林野面積 (反) (S. 33)

総面積	針 葉 樹 林			広 葉 樹 林			針・広混 交樹林	竹 林	伐採地及 び災害地 跡原野
	総面積	人工林	天然林	総面積	人工林	天然林			
8,442	1,689	1,689	—	5,066	5,066	—	605	800	282
100.0	20.0			60.0			7.2	9.5	3.3

第 10 表 山林所有規模別農家数

所有規模 (反)	農家戸数 (戸)	割 合 (%)
無 所 有	273	31.2
～ 5	335	38.3
5～ 10	75	8.6
10～ 50	164	18.8
50～100	21	2.4
100～300	3	0.3
300～500	2	0.2
500～	1	0.1
計	874	100.0

備考 町振興計画書による (S. 33)

林所有の矛盾は、山林を全く所有しないか、わずかの面積を所有する貧農層にとって自家燃料にことかき、また農業経営に必要な落葉、下草類にいたっては山林所有者に依存しなければならぬ。このような農家は農地についても農地改革前は所有していない農家が多い。山林は開墾可能な未墾地であるため、貧農層を中心として開拓者などを未墾地解放へと追やる結果となった。農地改革時の解放した山林は 200 町以上である。また昭和 28 年に 20 町歩の山林解放をめぐる激しく対立して、町の農業委員会の機能がストップし、農業委員会解散か、という報道があった程である。結果においては 4 町歩程を解放したにすぎなかったようである。山林所有者は農地改革後山林所有権に対する執着を強めている。山林をめぐる現在は表面化しているわけではないが、内部的に

は相当深刻な問題をはらんでいる。ともかく本村の農地改革は農地に限らず山林におよばなければその成果は十分発揮できないであろう。

では土地以外の重要な生産手段である役畜と農機具についてみよう。まず後畜は第 11 表のとおり。

第 11 表 経営規模別役畜所有状況 (S. 29)

経営規模 (反)	役 牛 (頭)	馬 (頭)
～ 5	1	2
5～10	103	2
10～15	185	28
15～20	134	26
20～30	41	11
計	468	69
昭和 32 年	480	47

備考 昭和 32 年は町建設基礎調査による

役畜総頭数 537 頭のうち役牛が 468 頭で多い。役畜の牛と馬の割合は戦前は馬が多かったといわれるが、戦後は役牛に替えられて来ている。昭和 29 年と昭和 32 年では役畜総頭数には変化はないが、馬の減少した分役牛が増加していることからみて馬は益々減少していることがわかる。農家 1 戸当り平均役畜飼養頭数は 0.6 頭で茨城県の平均 0.5 頭を若干でわあるが上回っている。これは前述したごとく農地が平坦で運搬作業に便利であることによる。経営規模別にみると 1 町 5 反以上の農家では牛か馬のいずれかを 1 戸 1 頭程度所有している。1 町

第12表 経営規模別農機具所有状況(台)(S. 28)

	電動機	石油発動機	動力稲摺機	動力製粉機	動力脱穀機	動力精米機	畜力砕土機	畜力型
～5反	—	—	—	—	1	—	—	—
5～10	—	5	1	1	12	2	4	11
10～15	2	16	7	9	16	10	9	16
15～20	—	17	4	2	18	11	35	45
20～30	1	7	4	—	8	4	16	18
計	3	45	16	12	45	27	63	90
昭和32年	9	180	?	?	162	?	97	?

備考 昭和32年は町建設基礎調査による

から1町5反層は3分の2, 5反から1町層は3分の1の農家が所有する程度である。これからみると、この村の農業経営に必要な1戸1頭の飼養可能な農家は1町以上の耕作農家であるといえる。

主要農機具の経営規模別所状況をみれば第12表のようである。まず全般的にみてこの村の動力機具の導入が極めて貧弱なことに注目される。電動機と石油発動機を合せた原動機の総数はわずか48台にすぎない。平均20戸に1台という低所有率である。2町以上の農家でも6戸に1台にすぎない点からみて、それ以下の階層はいかに低いかわかるであろう。昭和32年の統計によると電動機9台、石油発動機180台である。これで4.5戸に1台であるから電動機で3倍、石油発動機で4倍に増加したことを意味する。上層規模の農家は個人か共有形態で所有し、脱穀、調整などの諸作業はほとんど動力化されているが、下層の農家では上層の農家より賃借によるか、または依然として足踏脱穀など人力に依存している段階である。耕うん機についてもみるべきものはないが、最近サツマイモ栽培面積の増加にともない最も多くの労働力を必要とする堀取作業に畜力の利用が普及してきたが、これは上層の農家に限られ、役畜を所有しない零細農家においては人力によっておこなわれている。

以上のように農業の重要生産手段の所有状況にみる階層的偏在は、この村が農業技術の遅れた、零細農を中核とする総体的に貧しい村であることを意味するものである。

専業、兼業別農家数を年収別にみたのが第13表である。総体的にみて専業農家は農家戸数の増減により多少の変動がみられるが、兼業農家においてはほぼ一定しているとみられる。しかし昭和28年以降急激に兼業農家が増加したことは注目に価する。この原因は農家が統制経済下にあり、農産物価格が一定水準に保護されていたものが、麦類、サツマイモの統制撤廃にもとずき、特にサツマイモの価格の下落が零細農家が農業のみで生計を維

第13表 年次別専・兼業別農家数(戸)

	総数	専業	兼業	
			第一種	第二種
S. 22年	747	605	95	47
24	833	732	53	48
25	826	712	60	54
28	863	744	81	38
31	855	620	197	63

持することが困難となり、他に職を求めざるを得なくなったためであろう。

経営規模別専・兼業別農家戸数をみると第14表のごとくである。これによると5反未満の約70%は兼業農家であり、これらの農家は実質的に農業だけで生計を維持することは困難である。大部分は賃労働や小売商等によって依存している半プロレタリアーである。これに対し1町以上の農家は大部分が専業農家であり、しかも多少存在する兼業農家はその多くは第1種兼業であって製炭業、製米業、澱粉工場、商業等の自営によるものが多い。

第14表 経営規模別専・兼業別農家数(S. 32)

	総数(戸)	専業(戸)	兼業(戸)	
			第一種	第二種
～5反	120	32	53	35
5～10	265	213	42	10
10～15	308	289	17	2
15～20	174	164	10	—
20～	53	53	—	—
計	920	751	122	47

以上本村の農業の構造についてみてきたのであるが、総括的にみれば一方には土地その他の農業生産手段を失

い、農業のみでは生計を維持できず自己の労働力をも販売しなければならない貧農層と、他方、土地その他の生産手段を集中し、農業を専業とするばかりでなく、その余力を農業外の事業にふりむけられる中・富農層の存在も十分認めることができる。

II. 調査部落の構造

1. 調査部落の概況

われわれの調査地は村の南西に位し、低地と丘陵台地とからなり、それを区分するかのように台地にそって曲折する県道がある。この県道の南から巴川に至る間が水田で、県道の東北部が台地で畑地と平地林が交錯して存在する。

この部落の総戸数は 32 戸であるが、戦前は 23 戸にすぎず、戦後 9 戸の分家、入植者があつた。またこの部落は O 氏の分家、または常雇として永年勤めたものが家屋、農地をもらい受けて独立させてもらったものが多いといわれている。

部落の経営規模別、労働構成および経営面積をみれば第 15 表のとおりである。

部落の総戸数は前述したごとく 32 戸であるが実際の調査は 31 戸（1 戸調査不能）について行った。また既存の農家と戦後入植した農家を分けてみることにした。入植農家のうち分家 4 戸、開拓 4 戸、計 8 戸である。これを経営規模別にみれば分家は 5 反～1 町 3 戸、1 町～1 町 5 反 1 戸、開拓は 5 反～1 町 2 戸、1 町～1 町 5 反 2 戸と分家に比して開拓農家の経営規模は大きい。これらの農家は既存の農家と条件を異にすると思われるので一応分離した。家族構成は平均 6.8 人で最も多いのが 1 町 5 反～2 町層の 8.3 人、最も少ないのが入植の 4.6 人である。農業労働力については経営規模に比例し、最も少ないのは 5 反～1 町層の 1.8 人、次に入植農家の 1.9 人でいずれも 1 町未満層である。2 町以上層の 4 人

が最も多い。この部落の耕作総面積は田 12 町 9 反 4 畝、畑 29 町 8 反 3 畝、計 42 町 7 反 7 畝で 1 戸当りの耕作面積は 1 町 3 反 6 畝で村の平均 1 町 1 反に比して 2 反強多い。村の経営規模にくらべて多いのは、部落の経営規模が村の場合よりかなり大きい方にかたまっており、5 反未満という零細農家はなく、平均 1 町～1 町 5 反層であるから平均以下は 3 分の 1 程度である。しかし、部落の最も大きい経営規模でも 2 町 4 反であるから、とくに大経営の農家があるというわけではない。この部落は村でも水田の多いところであるが、その 1 戸当り平均耕作面積は 4 反 1 畝という小面積である。また、経営面積のうち田の割合は既存の農家は約 3 割程度であるが、入植農家は 2 割程度にすぎない。この点からみて、この部落の経営構造は畑作中心であるといつてよからう。稼働労働 1 人当り経営面積は平均 5 反 2 畝である。経営規模の大きさに比例して稼働労働力も多くなっているため、5 反～1 町層が少し小さいが、他の各経営規模別農家ともほぼ同じ程度の経営が行なわれていることがわかる。

この部落の農業経営は水田が少く、畑作中心であるが水田の経営規模の大きい階層にとっては主な現金収入源であり、小規模経営にとつても自家飯米が確保できるか否かを決定するので農家経済にとって重要な存在である。水田の耕地整理は大部分なされているが、用排水設備が不備のため湿田が多く 1 毛田である。水稻は従来中晩性種が主に栽培されていたようであるが、ここ数年来折衷苗代の普及によって中性種が主体となっている。その反当収量は平均 2.6 石であるから生産力は高い方ではない。

部落の畑作の利用状況については第 16 表のように、夏作ではサツマイモの作付が最も多く畑作総面積の 42% をしめ、このほかは落花生の 16%、タバコの 8% がこれに次いでいる。冬作では大・小麦が主で、ナタネが畑作面積の 1 割程度作付されているにすぎない。主要作

第 15 表 経営規模別、労働構成および経営面積

区 分	調査戸数 (戸)	家族人員 (人)	稼働人員 (人)			経営面積 (反)			一戸当り経営面積(反)			1人当り 面積 (反)
			計	男	女	田・畑計	田	畑	田・畑計	田	畑	
入 植	8	4.6	1.9	1.1	0.8	76.5	15.5	61.0	9.5	1.9	7.6	5.0
～5反	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～10	4	7.3	1.8	1.0	0.8	28.7	10.9	17.8	7.2	2.7	4.5	4.0
10～15	6	6.3	2.6	1.0	1.6	78.6	28.2	53.4	13.1	4.2	8.9	5.0
15～20	8	8.3	3.1	1.6	1.5	134.4	41.8	92.6	16.8	5.2	11.6	5.4
20～	5	7.6	4.0	2.6	1.4	109.5	36.0	73.5	21.9	7.2	14.7	5.5
計 (平均)	31	6.8	2.6	1.4	1.2	427.7	129.4	298.3	13.7	4.1	9.6	5.2

第16表 畑作の利用状況

		作付面積 (反)	経営畑総面積に 対する作付面積 の割合 (%)	反当収量
夏 作	サツマイモ	124.0	41.6	600貫
	オカボ	21.7	7.3	0.8石
	落花生	47.9	16.1	300斤
	大豆	15.8	5.3	0.7石
	タバコ	24.1	8.1	40 kg
	以上の計	233.5	78.4	
冬 作	大麦	124.9	41.9	2.4石
	小麦	95.5	32.0	1.6//
	なたね	40.7	13.6	1.2//
	以上の計	261.1	87.5	

物の反当収量を昭和32年についてみるとサツマイモ600貫、小麦1.6石、大麦2.4石、落花生300斤であるから畑作の生産力は一般的にみて低い。夏作のオカボは水田面積の少ない農家に多く、水田面積の多い農家はモチ種を栽培するぐらいであるが、旱魃の危険が多いため次第に減少しつつある。いずれも自家用として家計仕向されている。大豆は自家醸造原料に、大麦は自家食糧と飼料にむけられている。現金収入源としてはサツマイモ、小麦、落花生が主であって、それについてナタネ、タバコが加わるだけである現金収入源の少ないこの部落にとって最大の現金収入の途であるサツマイモの豊凶と価格の変動は農家経済に直接大きな響影を与えるものである。

2. 部落の農業構造

まず農業にとって重要な生産手段である農地についてみてみよう。調査部落の農地の配分状況をみれば第17表のとおりである。

このうちまず、所有面積からみよう。調査農家31戸の所有する農地面積は47町3反7畝、その1戸当り平均所有面積は1町5反3畝である。しかし経営規模別1戸当り平均をみれば2町以上層が最も多く、以下経営規模に比例して漸次減少しているが、5反~1町層で割合大きな面積をしめしているのはこの階層のなかに調査農家のうち最高の農地所有者がいるためである。最も少ないのが入植者の8反2畝である。経営規模別農家の割合と農地所有面積の割合との関係を見ると、2町以上層は戸数16%、農地面積24%をしめ、1町5反~2町層も戸数26%に対し農耕地33%と1町5反以上では戸数の割合に対し農地所有面積の割合は上廻っているのに5反~1町5反層はやや下廻っている。それが入植者に至っては戸数は1町5反~2町層と同率であるが面積は半数にもみえない。これらの点から階層的偏倚のあることがうかがえる。

次に経営農地面積の経営規模別配分状況をみれば、1町5反以上層においては戸数の割合以上に高い割合の農地を経営しているのに対し、1町5反未満ではいずれも戸数の割合以下を経営しているにすぎない。特に1町未満層においては顕著である。

所有農地面積と経営農地面積との関係を見ると総面積

第17表 農地および山林の配分状況

		入植	~5反	5~10反	10~15反	15~20反	20反~	計 (又は平均)
戸数	実数(戸)	8	—	4	6	8	5	31
	割合(%)	35.8	—	12.9	19.4	25.8	16.1	100.0
所有農地面積	実数(反)	65.2	—	56.8	84.1	154.1	113.5	473.7
	田(//)	11.2	—	23.4	26.7	50.8	39.0	151.5
	畑(//)	54.0	—	33.4	57.4	103.3	74.5	322.6
	割合(%)	13.8	—	12.0	17.8	32.5	23.9	100.0
	1戸当平均(反)	8.2	—	14.2	14.0	19.3	22.7	15.3
経営農地面積	実数(反)	76.5	—	28.7	78.6	134.4	109.5	427.7
	田(//)	15.5	—	10.9	25.2	41.8	36.0	129.4
	畑(//)	61.0	—	17.8	53.4	92.6	73.5	298.3
	割合(%)	17.9	—	6.7	18.4	31.4	25.6	100.0
	1戸当平均(反)	9.6	—	7.2	13.1	16.8	21.9	13.8
所有山林面積	実数(反)	—	—	41.0	1101.5	468.0	0.3	1610.8
	割合(%)	—	—	2.5	68.4	29.1	0	100.0
	1戸当平均(反)	—	—	10.3	183.6	48.5	0	32.0

において所有面積が5町6反の増となっている。これを経営規模別にみると、5反～1町層が最も多く、2町8反1畝、1町～1町5反層が5反5畝、1町5反～2町層が1町7反7畝、最も少ないのが2町以上層の4反である。この層の多くは農地改革前小作農であったことによる。また小作地を有するのは入植農家の1町1反3畝で、他の既存の農家は各階層とも貸付地をもっている。入植者の小作地のあるのはNo. 21の農家が昭和27年に分家して耕地が本家の所有になっているためである。

さらに山林所有についてみよう。すでに述べたように本村には広大な平地林があり古くから薪炭業が発達していたため山林への感心は強かったとみられる。そのため山林所有面積は極めて多く、その集中分散が著しい。これを前表によってみると、山林の総所有面積は161町8畝で農地所有面積の約3倍強にあたる。1戸当り山林所有面積は3町2反で極めて多い。この表で注目されるのは1町～2町層で実に部落の林野面積の97.5%と大部分の山林がこの層に集中している。では山林が各農家にいかに配分されているだろうか、山林所有規模と耕地経営規模との関係を見ると第18表で明らかのように部落総戸数のうち約3分の2農家は山林を全く所有しないことがわかる。経営規模別にみると各層とも相当多数の無所有者がいる。調査部落最高の山林をもつ1町～1町5反層をみると、この村最大の山林所有者が1人で110町という大面積を独占している。また第2位をしめる1町5反～2町層でも同様、この村の三大山林所有者の1人が42町を所有している。この2人の山林所有面積は部落の総山林所有面積の94.4%をしめており、残る9

町8畝を8人で所有するのであるから、いずれも5町未満の小所有者にすぎない。調査農家のうち全く山林を持たない農家と1町以下の零細所有者を加えると調査戸数の84%という多数をしめている。小山林所有者にとっても山林は農家の燃料および堆肥源の供給・農業資材等の供給地として、あるいは農閑期における遊休労働の利用という点からも重要である。したがってたとえ零細であっても山林を所有するか否か、さらに所有の程度いかに農業経営の安定にとって大きな影響を与えるものである。

家畜の飼養状況をみれば第19表のごとく、本部落における大家畜の飼養総頭数は乳牛10頭、役牛17頭、馬3頭であって、役畜は役牛が圧倒的に多い、飼養農家数は乳牛飼養戸数4戸、役牛16戸、馬3戸で大家畜を2頭以上飼養するものは乳牛飼養農家に多く、役牛は大部分1戸1頭である。

まず用畜からみよう。乳牛は1町～1町5反層を除く各層とも1戸が飼養している。飼養戸数はわずか4戸にすぎないが、1戸で2頭以上飼養する農家は2戸で1戸は5頭、他の1戸は3頭である。乳牛の飼養の歴史は浅くここ数年來のことである。早くも明治乳業の集乳所が部落の中央にできるなど今後益々普及する傾向にある。中小家畜および家禽類については豚以外には、ニワトリ100羽を飼養する農家が1戸あるが、他にほとんどみることがないので省略する。豚は各階層をつうじて広く飼養されている。経営規模別にみると2町以上層は5戸のうち3戸で8頭、1町5反～2町層8戸のうち6戸で14頭、1町～1町5反層は6戸のうち5戸で13頭、5反～1町層は2戸で4頭。入植農家は全戸飼養している。飼養しない農家は7戸にすぎない。1頭飼養農家が10戸、残る14戸はいずれも2頭以上飼養している。飼養頭数の最も多いのは5頭である。このように豚の飼養率が高いのは主要な飼料であるサツマイモ、澱粉粕等が豊富にあることが主な原因である。

役畜について経営規模別にみれば2町以上層は各農家とも役牛を所有している。1町5反～2町層では8戸のうち7戸が所有し、そのうち5戸が役牛、2戸が馬を所有している。1町～1町5反層で6戸のうち5戸、5反～1町層では4戸のうち1戸が役牛を所有しているにすぎない。入植農家では役畜を全く所有していない。前述したごとく、この部落は畑地が台地にあり、水田が低地にあるため運搬作業に多くの労働を要するため、役畜の必要度が高いためである。また近年畜力利用の普及にともない耕耘、サツマイモの掘取り作業が畜力化されてきたため役畜の所有率は一般に高められてきた。以前はこ

第18表 山林所有面積と経営耕地面積別農家数

山林所有面積 広狭別	経営耕地面積広狭別						計 (戸)
	入植 (戸)	～5反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20～反 (戸)	
無所有	8	—	2	4	3	4	21
～5反	—	—	1	1	—	1	3
5～10	—	—	—	—	2	—	2
10～30	—	—	—	—	2	—	2
30～50	—	—	1	—	—	—	1
50～100	—	—	—	—	—	—	—
100～200	—	—	—	—	—	—	—
200～300	—	—	—	—	—	—	—
300～500	—	—	—	—	1	—	1
500～1000	—	—	—	—	—	—	—
1000～	—	—	—	1	—	—	1
計	8	—	4	6	8	5	31

第19表 経営規模別家畜の所有状況

	入 植		～5反		5～10反		10～15反		15～20反		20～反		計	
	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)	戸数 (戸)	頭数 (頭)
乳牛	無飼養	7	—	—	3	—	6	—	7	—	4	—	27	—
	飼養	1	1	—	1	5	—	1	3	1	1	4	10	
	計	8	1	—	4	5	6	—	8	3	5	1	31	10
役牛	無飼養	8	—	—	3	—	1	—	3	—	—	—	15	—
	飼養	—	—	—	1	1	5	5	5	6	5	5	16	17
	計	8	—	—	4	1	6	5	8	6	5	5	31	17
馬	無飼養	8	—	—	4	—	5	—	6	—	5	—	28	—
	飼養	—	—	—	—	—	1	1	2	2	—	—	3	3
	計	8	—	—	4	—	6	1	8	2	5	—	31	3
山羊	無飼養	6	—	—	3	—	4	—	4	—	3	—	20	—
	飼養	2	2	—	1	1	2	2	4	4	2	3	11	12
	計	8	2	—	4	1	6	2	8	4	5	3	31	12
豚	無飼養	—	—	—	2	—	1	—	2	—	2	—	7	—
	1～2頭	5	6	—	1	1	3	4	4	5	2	4	15	20
	3～5頭	3	10	—	1	3	2	9	2	9	1	4	9	35
	計	8	16	—	4	4	6	13	8	14	5	8	31	55
にわとり	無飼養	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
	1～20羽	5	35	—	4	40	4	34	6	62	3	34	22	205
	21～50羽	1	24	—	—	—	2	80	2	70	1	23	6	197
	51羽～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	100	1	100
	計	8	59	—	4	40	6	114	8	132	5	157	31	502
兎	無飼養	3	—	—	2	—	3	—	2	—	1	—	11	—
	飼養	5	21	—	2	3	3	5	6	13	4	21	20	63
	計	8	21	—	4	3	6	5	8	13	5	21	31	63

の部落においても馬が主であったが、畜力利用の割に飼料費が高くつくため次第に役牛にかいられてきた。この部落が割合高い所有率をしめしているのは以上の理由による。今日普通の農業を行っていくためには少くとも1町以上層においては役畜の所有は必要条件となっている。

主要生産手段である農機具みよう。第20表はその所有状況をしめすものであるが、これをみると調査部落における畜力以上の農機具の所有がすこぶる貧弱であることがわかる。動力機は全体で電動機6台、石油発動機8台、脱穀機11台、籾摺機3台、精米機4台、精粉機5台である。これを経営規模別にみると原動機は2町以上層で5戸のうち3戸所有し、1町5反～2町層では8戸のうち5戸が所有し、その台数は7台所有している。これはNo.11の農家が精米業をおこなっているため営業用

と農業用とをもっているためである。1町～1町5反層は半数の3戸が所有している。そのほか1町未満および入植農家は全く所有していない。原動機所有戸数は調査戸数35.4%、1町以上層の約60%にあたる。動力作業機の脱穀機所有戸数は原動機と同数の11戸が所有するほか、動力作業機にはみるべきものがない。原動機、動力作業機の利用からみればこれだけの動力機具で十分であるが、この部落では共有の形態はみられないため、動力機具を持たない農家は所有者から賃貸借するか、労働力と交換によって脱穀、調整作業を行っている。なお人力にたよっている農家も多い。

畜力機具の主なものには犁と牛馬車であるが、犁は経営規模の大きい1町5反以上層の農家はほとんどが所有している。1町～1町5反層では3分の1の農家が所有しているにすぎない。また原動機と同様1町未満および入

第 20 表 経営規模別農機具の所有状況

種別	規模 戸数及び台数		入 植		～ 5 反		5～10 反		10～15反		15～20反		20反～		計	
	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数	戸数	台数
電動機	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	2	4	—	—	3	6
石油発動機	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	3	3	3	3	8	8
動力脱穀機	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	5	5	3	3	11	11
〃 籾摺機	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	2	—	—	3	3
〃 精米機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	4	4
〃 精粉機	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	3	3	—	—	5	5
畜力犁	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	8	14	5	7	15	25
牛馬車	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	8	8	3	3	15	15
畜力砕土器	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	6	6	2	2	11	11

植農家は所有していない。運搬機についてもほぼ同様であるが、牛馬車のない農家ではリヤカーはほとんどの家にあるようだ。

以上主要生産手段についてみたのであるが、役畜の所有、農機具の所有からみて、この部落では農業経営を1人前に行うためには少くとも村の平均経営面積の1町以上でないと困難であることがわかる。

この部落の専業、兼業別戸数を経営規模別にみたのが第 21 表である。

本部落の総戸数 31 戸のうち専業農家 19 戸、兼業農家 12 戸で総戸数の約 4 割の農家が兼業をおこなっている。業態別にみると第 1 種、第 2 種兼業をあわせて自営が 5 戸、被備および賃労働が 7 戸で、被備および賃労働は自営に比べてわずかに多い程度である。経営規模別にみると 2 町以上層には兼業農家は少ない。この階層は自家労働力を農業で完全燃焼し、季節的に賃労働を雇わなければならないからである。1 町 5 反～2 町層で 3 戸が兼業農家で、そのうち 2 戸は第 1 種兼業であり 1 戸は経営

主の弟が鉾田町の会社に勤務しており、他の 1 戸は父は町役場（元村長）に勤務、母が精米業をおこなっている。第 2 種兼業の 1 戸は肥料、米穀、薪炭業を営み常雇を 2 名雇っている。この農家は農地改革前はこの村の三大地主の 1 人であった。1 町～1 町 5 反層では 1 戸でこの家は古くから薪炭業を行っており、村最大の地主であった。農業は女 2 名の常雇によって営み、薪炭の生産ももっぱら雇傭労働（焼子）によって行い、自から労働に従事することわない。5 反～1 町層は全戸兼業農家でいずれも第 2 種兼業に属する。自営の 2 戸は寺院（真宗）で農業は自給的なものにすぎない。寺院は鹿島、行方、東茨城の各郡に相当の檀家もち経済的にも有福である。しかし、下寺は檀下は遠方にあり、その数も少いようだ。被備および賃労働に属する 2 戸のうち 1 戸は経営主が植木職で、長男が建具職を行い、農業は婦人労働が主体となっている。他の 1 戸は経営主が鉄道員で、家では小売商を営むかわら農業を行っている。入植農家の半数が兼業を行っている。第 1 種 2 戸、第 2 種 2 戸と

第 21 表 専業、兼業別農家数

区 分		入 植 (戸)	～ 5 反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20～反 (戸)	計 (戸)
専 業 農 家		4	—	—	5	5	5	19
兼 業 農 家	第 1 種 兼 業	自 営	—	—	—	1	—	1
		被備および賃労働	2	—	—	1	—	3
	第 2 種 兼 業	自 営	—	—	2	1	—	4
		被備および賃労働	2	—	2	—	—	4
計		4	—	4	1	3	—	12
合 計		8	—	4	6	8	5	31

いずれも被備ない賃労働に属し、そのうち1戸が大工職であるが、他は手職をもっているわけではなく不安定な賃労働に従事しているにすぎない。入植農家のうち専業とみられる4戸も季節的賃労働に従事している。

この部落では1町以上層に自営による兼業が多いのに対して、1町以下では寺院という特殊なものを除けば、いずれも不安定な賃労働を行っている。これらの階層は農業だけでは生計を維持することが困難であるため、やむなく他に職を求めなければならない階層である。これに対して1町以上層は自家労働だけではことかかないだけの農地および生産手段を所有するか、または余分に所有し貸付地さいもっており、賃労働にしても会社、町役場など安定した職業についている。その他は総て自営で自家労働の余剰分をもっておこなうか、雇傭労働によって行なわれている。いずれにしても1町未満層にくらべて堅実な形をとっている。

III. 農地改革と平地林解放

1. 農地改革の実績

農業の構造についてのべたので、ここでは農地改革によって農業の生産関係がいかに変革したかを中心にみてみよう。農地と山林所有広狭別農家の相互関係を農地改革前についてみると第22表によって明らかのように、農地・山林がいかに集中分散が激しかったかが明瞭であり、この部落の階層分解がいかに激しかったかがわかるであろう。農地を全く所有していない農家は改革前の総戸数23戸に対しその半数の11戸をしめている。一方農地を持たない農家があるのに対し50町以上という大地主が2戸あり、この2戸は村内外に所有していた。こ

の2戸のうち1戸は古くから薪炭業・高利貸業などを営んでいた。この村で最も大きい地主であった。農地の所有は村内に限らず他村にも持っており、特に隣村旧徳宿村には広沢吉平教授の調査によると「150町所有していた」¹⁾といわれる。この面積は私の調査より多いが、いずれにせよ広大な面積を他町村に所有していた。土地の集積は官有地の払下げ、借金の抵当によっておこなわれたようである。他の1戸は前者から大正末期分家し、現世代か初代であるが、肥料・米穀・薪炭業を営むかたわら農地の集積をはかっていた。農地の集積過程は農地抵当による肥料の販売が主なものであった。その営業方法について某氏は次のようにいう「肥料の販売にさいして小作農には必要の有無いわず押売された。断わると土地を返せといわれるから必要でないものまで買ってしまおう」また「肥料の運搬をしていたものは働いた日の計算は相手まかせだから、月に25日働いても20日分の労賃を支払われた。某氏が計算して申出たところ、お互に悪かったのだから折半にしようといって半額だけ渡された。結局2.5日は無駄働きになってしまう。無理して仕事をもらえないと大変だから泣寝いりしていた。」このような方法でおこなわれたようだ。この2名を除けば10町以内の中小地主が大部分をしめている。

山林については農地に比して所有関係は一層集中分散が著しく、全く山林を所有していない農家は15戸で65%をしめているのに対し、10町以上の所有者はわずか3戸で13%にすぎない。この3戸のうち2戸は前述したS・O氏とM・O氏で他の1戸はK氏である。K氏は寺院であるが農地も山林も多くもっている。残る22%の農家は3町未満のいずれも零細所有者にすぎない。

第22表 農地と山林の所有広狭別農家の相互関係 (戸) (S. 20)

山林 所有面積	農地 所 有 面 積 (反)										計
	無所有	～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～1000	1000～	
無所有	10	2	—	1	2	—	—	—	—	—	15
～5反	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2
5～10	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
10～30	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2
30～50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100～300	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
300～500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500～1000	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
1000～1500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1500～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	11	2	—	3	3	—	2	—	1	1	23

いが、零細山林所有といい林野の利用としての落葉・下草・燃料等の供給等を考慮したとき、全く山林を所有しない農家に比して農業経営上優位にたったことは事実である。山林を持たない農家は農地も持たないからおさら苦しい経営を続けなければならなかった。

農地と山林の所有関係を見ると、一層明瞭で農地と山林を全く所有しないものが40%以上にいう大きな割合をしめている。農地と山林を所有するものは40%弱で農地の多い農家は山林も多く、農地の少ない農家は山林も少く、農地と山林の所有関係はほぼ比例しているとみられる。農地、山林の零細所有者のうちには、農地はあるが山林がない農家が5戸、また山林はあるが農地がない農家が1戸ある。この形態はまれにみられる程度であるが、前者は一般にみられるもので、山林の集中が激しければ激しい程この形態をとる。

農地改革前においては農地と山林をともに一部のものに独占されており、多くの農民は大地主に依存しない限り、農業経営をすることする不可能であった。その農家が半数以上というのであるからいかにこの部落において階層分解が激しかったかを十分知ることができよう。

このように農地の集中の反面に農地の貸借関係があり、それをみたのが第23・24表のとおりである。

農地改革前農地所有者12戸のうち1町以上の所有者9戸はいずれも多少の貸付地をもっていた。農地の貸付状況を経営規模別にみたのが第23表である。この部落では不耕作地主はなく、大なり、小なりの経営地をもっている。地主の経営面積は2町以上が3戸、1町～1町5反2戸、3反未満が4戸、自作地以上に貸付地をもっているものは貸付地1町以上の地主に限られ、地主的性

格をもつものは6戸にすぎなかった。貸付面積180町7反7畝のうち50町以上の2戸が貸付総面積の90%以上をしめている。3反未満のもの貸付理由は遠距離だからというのが1町以上経営する2戸、兼業で労力不足が1戸であった。その他のものは地主的性格をもつものとみてよい。

小作農についてその借入状況を見たのが第24表で、小作農総数は14戸、そのうち全農地を小作地に依存しているもの11戸、自小作農が3戸、そのうち1戸は水田2反を遠距離のため貸付、畑5反を借入している。他の2戸は所有面積が少ないためである。これを経営規模別に借入面積との関係を見ると2町以上というこの部落では経営面積の大きい方に属する6戸のうち4戸は全農地を借入している。また1町5反～2町層の農家もそうである。自小作農は2町以上の2戸と1町未満の1戸で、他の小作農はすべて1町以上の小作地を持っていたことになる。小作地はすべて部落内地主のもので、その面積は水田6町6反4畝、畑14町1反4畝、計20町7反8畝、部落内地主の貸付面積のわずかに11.5%にすぎない。残る88.5%という農地は村内外に貸付られていることになる。改革前の小作料は物納で水田は玄米、畑は大・小麦が主なもので、その小作料は地主、耕地条件によって多少の相違はあったようだが、水田反当最高1石3斗、最低8斗、普通1石といわれていた。畑の場合は既耕地と開墾地は区別され、既墾地で小麦1俵、大麦2俵、開墾地は大麦1俵とされていた。既耕地と開墾地との区別は明確な基準があるわけではないが、大体開墾後普通の土地で10年とされていた。当時の水田の生産力は2石前後といわれているから約5割が小作料となって

第23表 経営規模別農地の貸付農家数および面積 (S. 20)

農地 貸付面積	経営規模						田・畑貸付面積		
	～5反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20～25反 (戸)	計 (戸)	田 (反)	畑 (反)	計 (反)
～1反	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1～3	—	1	1	—	1	3	4.2	2.0	6.2
3～5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～15	—	1	—	—	—	1	4.5	9.0	13.5
15～30	1	—	—	—	—	1	3.5	20.0	23.5
30～50	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50～100	—	1	—	—	1	2	63.0	38.5	101.5
100～500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500～1000	—	—	1	—	1	2	370.0	1293.0	1663.0
計	1	3	2	—	3	9	445.2	1362.5	1807.7

第24表 経営規模別農地の借入農家数および面積 (S. 20)

農地 借入面積	経営規模						借入面積		
	～5反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20反～ (戸)	計 (戸)	田 (反)	畑 (反)	計 (反)
～1反	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1～3	—	1	—	—	—	1	—	2.7	2.7
3～5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～10	—	—	—	—	2*	2	—	11.5	11.5
10～15	—	—	5	—	—	5	17.7	42.7	60.4
15～20	—	—	—	2	—	2	16.5	21.5	38.0
20～	—	—	—	—	4	4	32.2	63.0	95.2
計	—	1	5	2	6	14	66.4	141.4	207.8

備考 * 印の2戸のうち1戸は貸付地2反、小作地3反のためこの表に入れた。

いた。畑の場合は平均生産力は小麦4俵、大麦6俵というから小麦で25%、大麦で33%という高額小作料を納入しなければならなかったことは現金収入の少ない畑作中心のこの部落の農家にとって、いかに生産を困難にし、苦しい生活をしいられたかを想像することができるであろう。このような農民にとって農地改革は当然の結果といわれるであろう。農地改革の結果についてみよう。

農地改革の実態についてみると第25表のとおりである。まず地主についてみれば、所有面積196町7反3畝のうち92%にあたる174町7反5畝を貸付していた。これが農地改革によって所有面積の88.7%が解放され、また貸付面積の96.5%という高率の買収がおこなわれた。これは度々述べたように農地所有が著しく集中していたため、その大地主が3町以下の保有を残し大部分が買収された結果によるものである。部落内の借入状況は60%の農家が大なり、小なり他人の農地に依存して農業経営を行っていた。その農地は部落内地主の農地で、その借入面積は貸付面積の11.5%、借入面積のうち買収は95.4%であって地主の貸付地解放率より悪い。しかしこの解放によって完全に自作化はできなかった。買収面積のうち水田が少く、畑が多いのは水田の少ないこの地方では地主が水田を保有し、畑を解放したことによ

る。

山林については後で述べるのでここでは簡単にふれておく。所有面積248町9反7畝のうち解放面積は90町8反(35.3%)が解放になっている。貸付面積は不明で地主は「貸していない、小作人が勝手に落葉、下草や立木までとってってしまう」という。また小作人であった某氏は「部落内で10町歩をS・O氏から借りていたが、地主が山林解放を恐れて部落の小作人組合員に仮売逃げてしまった」といわれる。実際の部落内買収は8反歩にすぎない。他の大部分は県の団地買収によっておこなわれた。10町歩については昭和23年から10年後に返還する約束になっており、昭和32年に地主に返されているから買収とみることはできない。

以上の改革の結果によって自小作農の変化についてみよう。まず農地改革前については第26表にみられるように改革前は小作農が最も多く48%をしめ、それに多少でも他人の農地を借りている農家を加えると61%と半数以上の農家が大なり、小なり小作地に依存して農業が営まれていたことがわかる。小作農について多いのは地主兼自作、自作兼地主層で39%、次いで自小作農が13%で、この部落の特徴は農業の中核をなす自作農は1戸もなく富農と貧農の両極に分解していたことであ

第25表 農地改革の実績

	所有 A	貸付 B	解放 C	借入 D	買収 E	B/A	C/A	C/B	D/B	E/C	E/D
	反	反	反	反	反	%	%	%	%	%	%
田	522.7	445.2	433.5	66.4	44.7	85.2	82.9	97.4	14.9	10.3	67.3
畑	1444.6	1362.5	1311.0	141.4	141.8	94.3	90.8	96.2	10.4	10.8	100.3
計	1967.3	1807.7	1744.5	207.8	166.5	91.9	88.7	96.5	11.5	9.5	95.4
山林	2489.7	?	908.0	100.0	8.0 (108.0)	?	35.3	?	?	0.9 (11.9)	8.0 (108.0)

第 26 表 経営規模別自・小作農家数 (戸) (S. 20)

規 模	地・自	自作	自・小	小・自	小作	計
～ 5反	1	—	—	—	—	1
5～10	3	—	1	—	—	4
10～15	2	—	—	—	5	7
15～20	—	—	—	—	2	2
20～	3	—	2*	—	4	9
計	9	—	3	—	11	23

備考 * 印の 1 戸は貸付地と借入地があるが面積の多い方をとった。

第 27 表 経営規模別自・小作農家数 (戸) (S. 33)

規 模	地・自	自作	自・小	小・自	小作	計
入 植	—	5	2	—	1	8
～ 5反	—	—	—	—	—	—
5～10	3	1	—	—	—	4
10～15	1	3	2	—	—	6
15～20	3	2	3	—	—	8
20～	2	3	—	—	—	5
計	9	14	7	—	1	31

る。経営規模別にみると、経営規模の大きい農家に小作農が多く、1 町未満層に小作農は 1 戸もない。それに対し地主は 1 町 5 反未満層が大部分であるのは対照的である。これは改革前は自作するより農地を貸し小作料を徴収した方がより有利であったことを意味する。経営規模の大きい 1 町 5 反層以上では 54 % が小作農であったが農地改革の結果どのように変化したか、第 27 表によってみよう。生産関係は改革前は小作貧農層が主体であったものが、改革後は、これらの関係が変革している。小作農は 1 戸に減少した。しかしこの小作農家は昭和 27

年分家し、まだ農地の所有権移動がなされていないだけで、改革前の地主・小作関係とは異なり、近く所有権の移動がなされるはずであるから小作農は解消したとみてよい。自小作農は多少増加したが、それに比べて自作農が著しく増加したことは農地改革が不完全であったとはいいい、小作農を解消し、自小作農においても小作地を著しく減少させ、農民に生産意欲を高めたことはやはり大きな成果とみてよかろう。しかし改革前と同数の地主を残した点は不完全であったことも認めなければならないが、いまや彼等は地主的性格を失ったとみてよいだろう。このように農地改革によって生産関係は大きな変革してきている。

最後に農地改革後の生産関係についてみよう。農地改革前については以上みたごとく、農地の所有は著しく集中化し、農地の所有者の大部分が地主化し、農業生産の主体は小作貧農層によっておこなわれていたことは既述のとおりである。

農地改革後の農地と山林の所有状況を第 28 表によってみると、改革前にみられた農地 50 町以上の大地主をはじめ 3 町以上の中小地主は解消し、すべて 3 町未満の所有面積を保育するにすぎなくなった。2 町 5 反以上を所有するものは 3 戸にすぎない。大部分の農家は 1 町～2 町 5 反層に集中している。改革前に全く農地を持たない小作農 11 戸の農家も自作ないし自小作農となり、戦後入植した農家も同様であるが、昭和 27 年に分家した 1 戸が農地の所有権が移動されず本家の所有になっているため無所有者になっているにすぎない。5 反～1 町層の大部分は戦後の入植者によってしめられている。

農地改革によって農地には大きな成果をみたが農地の貸借関係がなくなったわけではない。これらの関係を第

第 28 表 農地と山林の所有広狭別農家の相互関係 (戸) (S. 33)

山 林 所有面積	農 地 所 有 面 積							計
	無 所 有	～ 5 反	5～10 反	10～15 反	15～20 反	20～25 反	25～30 反	
無 所 有	1	—	5	8	3	4	—	21
～ 5 反	—	—	—	1	1	1	—	3
5～ 10	—	—	—	—	2	—	—	2
10～ 30	—	—	—	—	1	—	1	2
30～ 50	—	—	—	—	—	—	1	1
50～ 100	—	—	—	—	—	—	—	—
100～ 300	—	—	—	—	—	—	—	—
300～ 500	—	—	—	—	—	—	1	1
500～1000	—	—	—	—	—	—	—	—
1000～	—	—	—	—	—	1	—	1
計	1	—	5	9	7	6	3	31

第29表 経営規模別農地の貸付農家数および面積 (S. 33)

農地 貸付面積	経営規模						田・畑貸付面積		
	～5反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20反～ (戸)	計 (戸)	田 (反)	畑 (反)	計 (反)
～1反	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1～3	—	1	—	—	1	2	2.0	—	2.0
3～5	—	—	—	—	1	1	2.0	1.5	3.5
5～10	—	1	—	3	—	4	14.5	20.0	34.5
10～15	—	—	1	—	—	1	5.0	6.0	11.0
15～20	—	1	—	—	—	1	10.0	7.4	17.4
計	—	3	1	3	2	9	33.5	34.9	68.4

第30表 経営規模別農地の借入農家数および面積 (S. 33)

農地 借入面積	経営規模						借入面積		
	～5反 (戸)	5～10反 (戸)	10～15反 (戸)	15～20反 (戸)	20～反 (戸)	計 (戸)	田 (反)	畑 (反)	計 (反)
～1反	—	—	—	1	—	1	—	0.6	0.6
1～3	—	1	2	1	—	4	3.5	2.2	5.7
3～5	—	—	1	1	—	2	6.0	—	6.0
5～10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～15	—	—	1	—	—	1	3.0	7.0	10.0
15～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	1	4	3	—	8	12.5	9.8	22.3

29. 30表によってみると、貸付面積は改革前には180町7反7畝であったものが改革後は6町8反7畝にすぎず、その割合は改革前の3.8%にすぎない。貸付農家数は改革前と同数の9戸であるが、改革前は地主兼自作が大勢をしめていたが、改革後は自作兼地主が大部分で寺院であるK氏だけが自作地より貸付地が多いただけである。貸付面積についても2町未満で大部分は1町未満にすぎない。

借入面積については改革前20町7反8畝が、改革後は2町2反3畝とその割合は改革前の約11%、また大なり、小なり小作地をもつ農家は改革前14戸あったのが、改革後は8戸に減少した。借入規模についてみても改革前は1町以上であったものが、改革後は分家の1戸を除けば5反未満となった。

山林についてみれば山林解放をした地主は3戸でいずれも10町以上の所有者であった。山林所有者は改革前8戸であったが、改革後は10戸と2戸増加しているがその面積は1反8畝であるから山林としての機能を果せる面積ではなく、燃料の供給にもことかく程度にすぎない。

以上農地改革前後の生産関係をみてきたが、山林の解放と山林の利用については別に述べるが、農地についてみるならばかつての地主も現実には地主的性格を失っているとみるのが正しいと思われる。

1) 広沢吉平 農地移動の構造 p. 18 (1955)

2. 平地林解放の実態

山林解放の実態についてみる前にこの部落の山林をめぐる一般的な事情にふれておこう。農地改革前に山林所有農家は8戸(35%)に対し、山林を所有しない農家は15戸(65%)と農地に比較して、その集中分散の激しいことは前述した。また改革後山林所有者が2戸増加したがその面積は1反8畝にすぎない。山林所有戸数は2戸増加して10戸となったが、分家、開拓で8戸増加しているため、山林所有戸数の割合は改革前の35%に対し、改革後は32%、山林を持たない農家は改革前65%であったのが、改革後は68%と山林所有農家は絶対的増加をみながら相対的に減少していることになる。

山林は農民生活にとって生活資材として建築材、燃料を供給するほか、「備蓄」という面からも重要であるばかり

でなく、農業経営にとって堆厩肥、粗飼料、醸熟材等農業資材の供給地として、農業経営組織上重要な要素をなしている。一般的に農業の林野への依存度は化学肥料の発達・普及にしたがって次第に減少しているとはいいい、この地方は畑作中心の農業であって、特にサツマイモ作が重要作物であるから醸熟材、堆厩肥等、農業の林野への依存度は相当高いとみることができる。またこの地方の土壌は洪積台地の軽鬆土であるから有機質肥料の必要度が高いとみることができよう。戦時、戦後の化学肥料不足のときにも生産力を割合高い水準に維持できたのも自給肥料の増投によるといっても過言ではなかろう。自給肥料源の主なもの、落葉、麦ワラ、草類等であるが、しかし、山林の所有関係からみて林野を自由に利用できる農家は農地改革前で 35%、改革後で 32% の農家にすぎない。改革前に他の 65% の農家は全く林野を持たないため、多少にかかわらず山林所有者に依存し、賃貸借、または労働力と交換によってのみ林野の利用が可能であった。林野所有者のうち、改革後山林を買入れた 2 戸はいずれも 1 反前後であって、この地方では農業に必要な林野面積は農地 1 反に対し林野 5 畝～1 反といわれていることからみて、この 2 戸の農家は他人の林野に依存しなければならない。また現実には依存している。この農家を加えると現在では 70% 以上の農家が他人の林野に依存していることになる。このような条件のもとにあって、いかにして山林解放運動が起ったかについて次にみよう。

この部落で山林解放運動が起る前に、この村をはじめこの地方の各町村において、常東農民組合の指導のもとに激しい解放運動が展開されていた。そのような情勢のなかにあって、この部落では部落内山林地主 S・O 氏、M・O 氏から共同採草地として林野 10 町歩を 10 人で落葉、下草採取の目的で借りていた。このような内部的関係をもっているこの部落について、農民運動の指導的立場にあった某氏は山林解放運動の問題を次のようにしている。「農地については法の定めにしたがい徹底的に解放しなければならないが、山林については解放しても山林として維持することは現状では困難である。農業経営には採草地が必要であるから採草地をなくするわけにはゆかない。だから現在借りている 10 町歩の採草権が確保されている限り、山林解放運動には参加しないことを申合せをしていた。しかしわれわれは山林を欲しいのだが、部落内地主でもあり部落の秩序を乱すより、現在の採草地の確保をもって妥協しなければならなかった」この部落では山林解放運動に参加しないという申合せをしていたにもかかわらず、山林解放がこの部落に起った直接の動機は、山林地主 O 氏が「下草小作」人に無断

で小作人組合員 11 人に 10 年後返還する約束で立木を伐採の上、仮売買したことによる。採草地を借りていたものは採草地を失ってしまった。この地主の一方的なやり方に対する農民の反感をかい、これが山林解放運動の直接的動機となったのである。

農地改革によって農地はえられたが、採草地としての山林を持たない農民にとって、農業経営の安定をはかるためにも、採草地に対する要求は強い。この部落の山林解放運動は農地改革の過程である昭和 23 年～昭和 25 年にかけて、採草林の解放、採草権の獲得とう要求のもとにたたかわれた。この運動に参加したのは 8 戸で調査戸数の 30% 強、山林無所有者の 60% に近い農民が参加している。これを経営規模別にみると 2 町以上 2 戸、1 町 5 反～2 町層が 1 戸、5 反～1 町層 2 戸、入植(開拓農民) 3 戸である。この農家は農地改革前にはいずれも小作農であった。解放の対象は山林地主 S・O 氏、M・O 氏の 2 戸で、その面積は以前の採草地と同面積の 10 町歩であった。

山林解放運動は直接地主に対する威嚇運動などはせずもっぱら村農地委員会に対し解放の促進運動として展開された。農地委員会の開かれる日は数人の傍聴者がつめかけるなど、委員会が積極的に解放するよう働きかけた。また、農民組合員を委員に選出するなどの運動が続けられた。山林解放にとって大きな阻害となったのは、第 1 に一時地主の力が弱まったものが次第に地主勢力の強化をはかり、組織的に山林解放(農地の解放を含めて)を妨害したこと。第 2 に農民の立場は、ある時は(営農林の利用の拒否)山林地主と対立し、ある時は(山林解放)補完関係にあったこと。第 3 に農地改革関係法の不備であった。「自作農創設特別措置法」第 30 条は「政府は自作農を創設するために、左に掲げるものを買収することができる」第一項に「農地の開発に供しようとする未墾地」である。この条文の適用によっておこなわざるをえなかった。この「農地の開発に供しようとする」という項は、その判定が極めて困難であり、主観が強く作用し易く、各人各様な解釈がなりたち、この点農地関係の改革とことなり、山林の保有程度、解放地の基準が明確でなかったなどの法的不備はまぬがれなかった。「農地の開発に供しようとする未墾地」ということを拡大して解釈すれば、この地方の山林は開墾可能な平地林であるから全部解放の対象となるなど、この法律は一面非常に強いともいえるし、他方非常に弱いともみられる。そのため地主は非常に弱くみるのに対し、農民は強いものと解釈するところに、地主と農民の解釈の相違があった。このようなところに地主の公然と解放運動の妨害する予地を与えたということができよう。

当時農地委員で山林解放を積極的にすすめたという某氏は、当時の模様を次のように述べている。「この村の場合は、山林解放といっても行方地方のように激しいものではなかった。行方地方では強制伐採、強制開墾が行なわれたようだが、この村ではそのようなことはなく、委員会をとおして解放の決定をうけていた。法の解釈の相違が必要以上に紛争を起したようだ。地主、小作農両方から強い請願があった。委員会としても山林の解放に賛成する人が多かったとはいえない。当時の情勢から解放もやむを得ないと考えていた人もあったと思う。私個人についていえば、山林解放に賛成であるから、積極的に解放するよう努力したため、地主からは白眼視され、いまでも色々といやがらせをいわれる」という。このことからみて、表面的には対立が激化していなかったようだが、内面的には地主対農民の対立の激しさがみられ、当時の解放運動の一端がうかがえる。

山林解放の結果は、山林解放した地主は3戸で、その面積は所有面積 245 町 8 反の 37% にあたる 90 町 8 反である。そのうち最も多いのは S・O 氏 1 戸で 60 町歩を解放している。買収の主なものは県買収による団地買収が多い。この団地買収地については、その団地内にも買収もれとなっている土地もあり、その面積は大きなものではないが、現在も解決していないばかりか、解決の見通しさえついていない。その農地を所有する農民は買収もれとして、すみやかに買収するよう主張するのに対し、地主は、時価でも売りたいくないが、少くとも時価でないところまで主張し、両者の主張は大きくくい違いをみせたままである。これは地主の解放地に対するいやがらせとみることができる。また山林を解放した地主は農地も解放している。最も解放地の多い S・O 氏は農地の賠償請求団体の役員をしている。彼は「地主も苦勞して土地をもつようになったのに、一つの法律のもとに他人の土地を 2 足 3 文の価額で買収するなど全く遺憾だ、買収されたものが賠償請求するのは当然で私は農地賠償請求団体の役員をしている。」ように、現在においても農地改革に対する不満が色々な点にあらわれている。しかしまた他方に解放に対する不安もあるようだ。

この部落で山林解放に参加した 8 戸のうち半数の 4 戸が解放を受け、残る 4 戸は解放運動に参加しながら解放地をもらっていない。解放地をもらわなかった農家は入植農家（開拓）の 3 戸と 2 町以上層の 1 戸である。これらの農家は解放地の配分にもれたことを次のようにいっている。2 町以上の某氏は「解放運動に参加したのが遅れたし、参加者が多いにもかかわらず解放面積が少ないので遠慮した。採草地を借りられただけでもよかった。」

といい、入植農家の某氏は「開拓農家は山林（採草地）がないと堆肥もやれないし、生産（力）を高めることができないので、山林が欲しいと思って解放運動に参加したが、実際は資金がなくて買えなかった。」のである。山林解放は十分な成果を挙げず、このように山林を欲しながらあきらめざるを得ない農家もあった。この部落で解放を受けた面積はわずか 8 反にすぎない、これは地主の解放面積の約 1% にすぎない。他の大部分は村内外の他部落に解放されたことになる。このように思う成果をあげられなかったことについて指導的立場にあった某氏は、「地主の分家や、永く奉公して土地と家をもって独立した農家もあり、部落内で毎日顔をあわせるのだから他部落のようにはゆかなかった」ためこのような結果になったという。

解放地の配分基準は原則として平等配分としていたが解放面積も少なかったので、農地委員と相談の上決定されたといわれる。その配分状況は 2 町以上の 1 戸は 1 1 反 1 畝、1 町 5 反～2 町層の 1 戸は 2 反 7 畝、5 反～1 町層は 2 戸で、1 戸は 1 反 5 畝、他の 1 戸は 2 反 7 畝であった。その利用は林野として利用している農家は 1 戸もなく、すべて農地として利用されている。

山林解放にとって最も微妙な立場にあったのは小山林所有者であった。この部落では農地所有者は地主を兼ねていた。また、これ等の農家は山林も所有しているため解放運動に対し不安を抱いていた。しかし、これ等の農家は山林所有といっても 3 町未満であり、自作地に対する採草地として利用されているにすぎない。もし山林が解放されては農業経営に支障をきたすということから、具体的な動きをみせず、解放運動のなりゆきを静感するにすぎなかった。

また、山林を全く持たない小作農で解放運動に参加しなかった農民はどう考えていたであろうか。不参加の理由によって分けると大体次のように分けられる。第 1 は、解放地を買う資金がないこと。第 2 は、余り感心がなく、事情が良くわからなかった。第 3 に地主に恩義があるからということである。第 1 に属する農家は経営規模が小さく、賃労働的な兼業をおこなう農家と、分家に多かった。第 2 に属する農家は必ずしも事情がわからなかったというよりも、第 1、第 3 の理由に近いとみることができる。第 3 に属する農家は、地主のところに永年常雇として働き農地と家屋をもらい独立した農家や、賃労働に行っている関係で参加できなかった農家である。この部落では第 3 の形態によって、山林解放に参加しなかった農家が多かった。これらの農家も山林を欲していないわけではなく、一部の農家を除けば農業経営に必要

な山林の解放を強く望んでいながら参加しなかった農家も多かった。

以上のように、この部落では思う成果をあげられなかったことは、部落の内部的事情などもあったが、地主の積極的な妨害工作等があったことによる。例えば小作人組合員に10年後返還する約束で仮売するなどよき例である。この部落では山林解放のみを目的としたのではなく、採草権の獲得ということも同時におこなわれた。(このことは後で述べるが)一度失って採草権も山林解放と同時に、採草権の獲得斗争がおこなわれた結果、面積において十分といえないが一応獲得された。

農民の要求する農地1反に対し山林1反とまでいかないにしろ、農地改革の成果を高めるためにも、この広大な平地林の解放がおこなわれぬ限り、農地改革の真の成果をあげることは困難である。

IV. 平地林利用の形態と様相

1. 平地林利用の変遷

この地方の平地林の利用は主に薪炭林として利用されていたことは、既述の第9表によってもあきらかである。薪炭林として利用されていたのは、この村の山林地主 O 氏が明治初期にはすでに薪炭業をおこなっており、割合早くからこの地方に薪炭業が発展していたことによる。明治から大正10年頃までは主として薪の生産がおこなわれ、大正末期より現在に至るまで木炭の生産がおこなわれていた。生産された製品は主として東京方面に出荷され、鉄道便の未発達時代には水運によっておこなわれており、この部落の西方を流れる巴川が唯一の交通機関となり、鳥栖カシ、神田カシの地名は今も残っている、この「カシ」から小舟に荷をつみ、巴川を下り鉢田カシ(旧鉢田町北浦の最北端)において大舟に荷を積みかえ、北浦、霞ガ浦、利根川を経て、江戸川を下り東京に出荷していたといわれる。鉄道等交通機関の発達にともない、薪炭の生産も急激に増加したといわれるが、古い資料がないため明確に知ることができなかった。薪も、木炭も東京方面で好評をえて生産は著しく増加し、特に木炭については「桜炭」という商標がつけられ売行がよかったようである。その原木はクスギによって製炭されたものである。O 氏の製炭業は自己所有の山林のみではなく、広く村内外において焼子を使い大規模に生産していた。その生産量は明確でないが数万俵といわれている。大正末期 O 氏から分家した M・O 氏も肥料商と薪炭業を兼ねておこない、薪炭生産の規模を拡大して現在では1万俵から1万5・6千俵といわれ、O 氏は5・6千俵の生産をおこなっている。この地方の平

地林はこのように薪炭林をして主に利用され針葉樹林は割合に少なかった。針葉樹のうちでは松が最も多く、杉・ヒノキ類は少く、杉・ヒノキの単独林はまれにみる程度で、他の大部分は松に混植している程度である。針葉樹林は用材林としての価値に乏しいため、大山林地主を除けば薪炭林が圧倒的に多かった。小山林所有者は薪炭林を「営農林」として利用するほか、資本の回転が早いことによる。山林所有者の大部分は O 氏または M・O 氏に原木で販売し、「ソダ」を自家燃料に供しているにすぎない。山林の生産の主たる目的は樹木の育成にあることは周知の事実であるが、農業経営らかみれば、その副産物である落葉、下草は重要な役割を果している。すなわち落葉は、サツマイモ、蔬菜類、タバコ等、苗床の醗熟材、堆肥、家畜の敷草等その用途は広い。また下草は家畜の粗飼料、堆肥肥源等に利用されている。農業経営上林野への依存度は主にこの点にあるといつてよい。その他屋根材としてのカヤ、また燃料、農業資材の供給地である山林は農民生活、農業生産にとって重要な要素であるばかりでなく、防風林、水源保持など、その果す役割は大きい。しかしここでは主として農業に最も関連の深い採草地を中心にその利用形態などをみていこうと思う。

この部落で山林を自由に利用できるのは農地改革前で35%、改革後32%にすぎず、他の65~68%の農家は改革前後とも他人の所有地に依存しなければならなかった。

まず農地改革前の採草地の利用形態の変遷からみてみよう。この部落には国有、公有利野はなく、大部分は個人有林である。採草地の利用は35%の山林所有者を除けば、残る65%の農家は山林地主 O 氏より「下草小作」の形態で利用されていた。その歴史は古くからあったようだが、資料がないため聴取りに頼らざるをえなかった。部落の人達の話しを総括すると、明治初期から山林地主 O 氏の山林10町歩を10戸で借りていた。その「下草小作」地は広葉樹林で10年前後に1回伐採するが、伐採後1年ないし2年は採草量(落葉も含む)が少ないからといって、他に代地をもらったわけでもなく、一定面積に限られていた。この山林の借入期間は特に定めたものでなく、契約関係も文書によらず口約束程度であるが慣行的に存続していた。

この「下草小作」には二つの条件があった。第一は立木の保護と山林の管理の義務。第二は「下草小作」料として労働力の提供である。第一の山林の管理は借入人が山林の樹木の盗伐、下草等の盗難を防ぐために借入人2人1組となって1日交代で午前と午後の1日2回不定時に山林を巡視して盗伐等があるか否かを監視することで

あった。その時期は盗伐等の最も多い11月から3月頃まで続けられる。1回の巡視に要する時間は徒歩で2~3時間、自転車でも1時間以上かかる。巡視は成年の男があたることになっていたからその労力も容易のものではなかったろう。盗伐や下草を盗っているものには中止するよう注意する程度ですませた。もし盗伐等が大きいときは地主に報告するが、少しの場合は報告しなかった。山林の管理のために「山まわり帳」というものを作成し、日附、事故の有無、巡視時間、当日の当番の氏名等を記入することになっていた。この帳簿は地主の強制によるものでなく借入人の自発的に巡視の順番を忘れないようにするため作成され、この帳簿は地主に見せるようなことはなかった。第2の労働力の提供は、男女の別は特になく、作業の種類によって区別される程度である。地主から通知があれば農繁期でも都合をつけて働きにかけた。その時期は必ずしも一定ではないが、農作業は主として春秋の農繁期であり、その他は山林労働で、作業は薪炭の製造・運搬・植林・下草刈等が主なものであった。労働力の提供は1戸年間1人~2人とされていた。その年によって1人の場合と2人の場合があって、必ずしも固定した人数を要求していたのではなかったようだ。1戸の借入面積は1町であるから、1町に対し1人の場合と5反に対し1人の場合があったわけになる。

この「下草小作」料は大正末期より地主O氏の要請で労働力にかえて1戸当り稲ワラ馬車1台を要求された。労働力から稲ワラに小作料が変更されたのは、O氏が木炭製造を拡張したためそれにともなって俵装材料として稲ワラの需要が増大したことによる。水田面積の少ない農民にとって稲ワラ馬車1台というのは大きな負担となり、家畜をもつ農家は勿論のこと、無家畜農家にとっても耐えられず、大部分の農家は滞納せざるをえなかった。もともとこれ等の農民は自家生産される中間生産物を堆厩肥とするだけでは自給肥料が不足のため「下草小作」をせざるを得ないのであるから、地主の要求は本来無理であって、稲ワラを納めることのできない農家は以前同様労働力を提供していた。

この採草地の利用形態は、採草地面積10町歩を借入人10人で地割を行い、1人が1町歩を利用することにしてた。山林より採取できるものは更に下草、冬に落葉、下枝等で各自に割当られた土地からの採取は自由であって、借入人内部での落葉、下草、下枝等の売買は全くみられず、また他人の割当地からの採取もなかったが、堆肥、燃料の不足する場合は貸付地でない地主の山林より採取することはあったようである。草に限っては畦畔、林野をとわず大体自由に採取できたようである。

この部落における採草権は以上の形態において明治以来一応安定した形で存続していたとみることができる。

しかしこの採草地も戦後転換機をむかえた。この地方は全国に先がけて農民運動が起り、小作料減免斗争、小作地取上反对斗争、強権発動供出反对斗争、農地改革完全実施斗争から未墾地解放斗争へと発展し、広範にして激しい斗争が常東農民組合の指導のもとに展開された。この村も日農組織の強い村とされていた。この村にも未墾地解放運動が展開されはじめたとき、この採草地を借りている者は「採草権が確立している限り、山林解放運動に参加しない」ことを申告していたにもかかわらず、昭和23年に山林地主O氏は借入人に無断で鳥栖小作人組合員に対し10年後返還する約束で10町歩の採草地を仮売却し、未墾地解放の回避をはかったため借入人を山林解放へと追やる結果となったことは前述したとおりである。

山林解放運動と同時におこなわれた採草権の確得運動は、地主の一方的なやり方に対し、農民は既得権を主張して譲らず、地主や農地委員会に対しては、採草権の確立は農業経営上必須の条件であり、農地の解放を受けても採草地のない限り、農業経営を維持することは極めて困難であるとして採草権の獲得を強力にせまり、昭和23年から25年の3年間の斗争の結果、農地委員会の中裁もあって8人に対し3町歩のクヌギ山を借りることを条件に一応この問題は妥協したが、その後も経続的におこなわれた。その結果については別項で述べることとして、ここでは採草地を失ったものと、10年後返還する約束で買入れた農民の關係に少しふれておこう。

採草地を失ったものと、小作人組合の關係であるが、採草地を失った某氏は「採草地を買った小作人組合の人達のなかには、私達と一緒に借りていた人もある。その人達は事情をよく知っているだけに、地主の一方的なやり方に便上したことは誠に残念のことであったが、同じ苦しい立場にあった人達だから、採草地をもらったからといってその人達をせめるわけにはゆかない。10年後返還するということだけでなく完全買取なら話しはもっとはっきりする。またその方が良かったと思う。問題は地主のやり方が悪質であるところにある。」のであって、小作人組合自体にあるのではないという。他方採草地を仮買った某氏は「地主から10町歩を売ってやるという話しをもちかけられたので買うことにした。その土地が共同山(共同採草地)なので考えたが、10年後返還するという条件をつけられたが10年後までには解放され自分のものになると思って皆んなと相談の結果買うことにした。一緒に借りていた人達には悪いことは十分知ってい

た。はじめのうちは気まずかったが、私達の立場も理解して呉れたので問題はなかった」といわれる。両者の間には表面的には対立関係はなかったようであるが、採草地を失ったものは山林解放に参加したのに対し、採草地を買った農家は参加しなかったため、このことに対し「今迄も一緒にやって来たのだから解放運動も一緒にやって欲しかった。しかし地主の近所でもあるからやむをえなかった。」と一方では解放運動に参加して欲しいと希望しながら、他方部落内地主でもあることを考慮してあきらめに似た複雑な心境であった。

この採草地の価格は裸山で反当 30 円程度であったという。昭和 23 年に伐採したもので、その価格は大体未墾解放価格に相当する。地主の 10 年という条件はクヌギの伐期と返還期限が一致するほか、山林解放運動に最も参加する可能性をもつ小作人組合に対し採草地の販売を申入れたということは、農民の団結を阻害し、経済的には実質的な損害をまねかぬよう考えた最も好妙な売逃げの形態とみることができる。

このような問題をもちながらも 3 年間におよぶ採草権の獲得、山林解放には客観的情勢が有利に展開していたこともあって、一度失った採草権も分散的ではあるが一応獲得に成功し、農地改革の一応の終結とみられる昭和 25 年末までには既存の大部分の農家は採草権をもつようになった。では次に戦後の利用をみよう。

2. 農地改革後の平地林利用の実態

(1) 改革後採草林の貸借関係

戦後一度失った採草権も、多くの農民の採草林要求が大衆の圧力となって、地主、農地委員会を動かし、採草林の獲得へと導いたものは、客観的情勢がより有利な情勢にあったことと農民対地主の力関係によって獲得したものとと思われる。

昭和 25 年末の採草林の貸借関係をみよう。まず貸付状況を見ると、山林所有者 9 戸のうち採草林として貸しているものが 4 戸で山林所有者の 40% 強にあたる。貸していると答えたものが 2 戸、貸していないと答えたのも 2 戸で、貸していると答えたのは O 氏が「40 町歩を無償で採草させている」といわれ、もう 1 戸は 3 反歩を 2 戸に山の管理を条件に貸している。他の 2 戸は「貸していないが盗まれる」と答えているが、調査の結果貸していることはあさらかである。山林の所有者のうち残る 5 戸は立木の販売と採草等いわゆる「営農林」として利用している。この部落で 1 町以上所有者は異口同音に「下草、落葉はもちろん立木まで盗まれる。自分がとりに行くときにはなくなっていることが多い」と訴えている。このような事実がどの程度まで行なわれているかは

わからないが、このことを否定することはできない。農地改革前にもこのようなことがあったが現在より山林面積も多かったので目立たなかった、改革後は農家戸数が増加したのに山林面積は減少しているため著しく行なわれているかのように現象するのであろう。

山林を持たない 20 戸のうち採草林を借りている農家を経営規模別にみると入植農家 2 戸、5 反～1 町 1 戸、1 町～1 町 5 反 2 戸、1 町 5 反～2 町 3 戸、2 町以上 2 戸計 10 戸で山林を持たない農家の 50% が借りているが、残る 50% は全く採草地をもたない、これらの農家は「落葉、下草を自由に地主の山から採取する」といっているように堆肥の施肥量は他の農家と変りがない。これらの農家はどこという決ったところがなく貸借関係のない山を選んで採取しているようである。この部落の平地林の貸借関係はクヌギ等の広葉樹林が主であるが、針葉樹林も若干ではあるが含まれている。広葉樹林の利用は落葉は堆肥、家畜の敷草、苗床用醸熱材等、下草は家畜の粗飼料、堆肥等、下枝は燃料にする。広葉樹の落葉は燃料にはされていない。針葉樹林は下草は広葉樹林と同じであるが、落葉は主に燃料にされるが、松葉は若干苗床用醸熱材として利用される程度にすぎない。「営農林」としての利用は広葉樹林が主である。

(2) 採草林借入形態とその利用実態

この部落の採草林を検討するためその内容からみて、次の二つの形態に分類することができる。すなわち、a、共有採草林の利用、b、私有林貸借による採草林の利用である。私有林貸借による採草林の場合に借入条件（使用料別）によって分けると、①金納の場合、②物納の場合、③その他の場合、これは山林の管理のみの場合と労働力を提供する場合とを含めている。以上のように分けて順にみてゆこう。

a. 共有採草林の利用

この採草林は昭和 23 年末墾地解放を恐れた地主 O 氏が、以前より借していた採草林 10 町歩を保有するために借入人に無断で鳥栖小作人組合員に 10 年後返還するという条件で売渡しを申入れ、小作人組合がこれを買って共有名義で登記することによって成立したものである。この採草林は立木を伐採したあとのため、1～2 年は利用価値は少なかった。この採草林に属する人は 11 人で、その利用方法は 11 人で共同利用を行い、落葉の採取は各戸 1 人が出て共同採取を行い、その採取量を平等に配分することを原則としていた。下枝についてはこの原則に従って配分されていたが、落葉については多く必要とする場合は 11 戸の了解の上で 1 戸 1 人のところ 2 人出ることによって労働力に比例して配分することもあ

った。特に経営面積は考慮されなかったが、経営面積の大きいものは多くの労働力を提供することによって補えることになっていたので問題はなかったようである。草については何の制限ももうけず、欲しいものは自由に採草ができるようになっていた。この採草林は最初から10年間という期限がついていたため、共有地となった昭和23年から10年後の昭和32年に地主O氏に返還されて現在はこの形態による採草林は解体してしまった。調査農家のうち、この採草林に該当していた農家は3戸であったが、この採草形態が解消したことによって採草林を失ったもの2戸、他の1戸は別にK氏より2反歩を借りている。

b. 私有林貸借による採草林の利用

この部落の採草林の利用形態は便宜上の共有地を除けば総てこの形態に属している。この形態は山林地主より数名共同で一定の平地林を借り、落葉、下草、下枝等を採取する目的に利用している。この採草林の特徴はいずれも運動の結果、得られたものである。

①、金納による場合

この採草林に属する人員は4人でいずれも1町5反以上の経営面積をもち、部落内でも経営規模は大きい方であるが、農地改革前はいずれも小作農で農地、平地林ともに全く所有しなかった。この4戸も農地改革前は採草林を借りており前述のように一度失ない、その後昭和25年から新たに契約して成立したものである。借入契約は文書によって行なわれている。文書による契約はこの部落ではこの採草林だけにみられる。この採草林においてなぜ文書化されたかについては、この採草林を借りている某氏が農地委員であったことによる。契約書は下記のとおり、

採草地賃借契約書

鹿島郡巴村当間字久保向 2, 531

一、山林5町8反29歩

内、3町5反

此の賃貸料金 3, 500 円

右山林より生ずる落葉及び下草を前料金をもって、賃貸契約すること確実であります。此の上は賃借人の連帯を以て立木の損傷及び盗伐を防止することを責任を帯ること。

契約書式通を作成し、各壺通ずつ所持すること

賃貸人 鬼沢新左衛門◎

鬼 沢 衛◎

昭和25年12月20日

賃借人 田 崎 清 一◎

外 3 名

この契約書によると借入面積は5町8反29歩のうち3町5反になっているが、実際の借入面積は5町8反29歩である。残る2町3反29歩は別にK氏よりこの4戸で借りている。また契約書によって明かのように立木の保護として山林の管理の義務を負わされている。前にも述べたように山林の管理にあたるため「山まわり帳」を自主的に作成し、山林の管理状況をあきらかにするほか、山林の巡視の順番をはっきりさせるため引継用にも利用されている。「山まわり帳」より引用すれば次の通り。

山まわり帳

日	附	巡回時間	摘要	氏名
12月4日	午前	9時巡回	異常なし	田崎清一◎
〃	午後	2時巡回	〃	〃
12月5日	午前	10時巡回	2人が立木を盗っていたので注意	新堀富雄◎
〃	午後	3時巡回	異常なし	〃

この採草林では1人1日交代で「山まわり」を行っている。それに要する時間は徒歩で約2時間、自転車でも1時間程度は必要だといわれる。立木の盗伐があっても少ない場合盗っているものに注意し「山まわり帳」に記入する程度で、特に地主に報告はしていない。多量の場合には報告することになっている。しかし、多少の評価は借入人の主観的评价によっておこなわれる。

「下草小作」料は反当100円であるが、その決定は地主と農民が話し合っておこなわれた。ある農民は「権利を得るためにも何ほどのものを納めたほうがよいと思って、地主と話し合ったところ1反歩当100円程度が適当だろうということで100円に落着いた」といっている。この賃借料金の拠出の方法は落葉の取得分量を基準としておこなわれている。

採草林の利用方法は落葉の採取にあたっては各戸の都合の良い日を選び、各戸1名ずつ出で共同で落葉を採取する。採取した日に各自に配分するが、配分の方法は落葉の採取量を平等配分とすることを原則としている。落葉を特に必要な場合は借入者間の了解の上で採取労働のときに1人多く出ることによって、労働力に比例配分されることになっている。この場合取得分によって「下草小作」料金も比例することになっている。落葉の採取量を正確に把えることは不可能に近く、土地条件、樹令、栽植密度などによって異なるから一般化することは困難であるが、一定面積に限定してみれば慣行によって大体どの位の採取量があるかをみることはできよう。この採草林においては反当平均4段といわれ、1段が8束であるから36束、1束4貫位であるから反当約130貫前後

の採取量があることになる。枯枝、下枝は平等に配分され、下草は借入人に限り自由に採取でき特に制限をもうけていない。

また、2町3反29歩のK氏よりの分については、「下草小作」料は労働力の提供が行なわれている。主として春秋の農繁期と除草、中耕等であるが、時によっては植林、山林の下刈等の場合もある。その人員は1戸1人が普通だが2人の場合もある。その他の山林の管理および利用については前述のものと全く同じであるから省略する。

このO氏の場合もK氏の場合も期限がないが、今迄は慣行的に永続するものとされていたが、最近急速に樹種転換が行なわれるようになって針葉樹林が増加しつつあるため伐期ごとに不安が多くなったといわれる。

②、現物納による場合

この採草林は度々述べた改革前の10町歩に代替するものの代表的なものである。昭和23年に採草林を失った7戸と入植農家の1戸が加わり8戸で3町歩を昭和25年秋から借入れたものである。この採草林に属している農家を経営規模別にみると入植農家1戸、5反～1町1戸、1町～15反2戸、1町5反～2町2戸、2町以上2戸となっている。契約は口約束によるもので、「下草小作」料として現物で納めている。それは3町歩で玄米8斗であるから1人1斗ということになる。1反当2升7合にあたるから前の金納の場合と比較すると、物納の場合は昭和25年当時と現在では米価は異なるが、ここ2、3年は普通の売買価格は1升100円程度であるから、反当270円で金納の場合の2.7倍に相当する。このようにどうして決定されたか、借入者が採草権を確保しておくためには何らかのものを納める必要があると認め、借入者が自発的に相談して決定されたといわれる。玄米を物納にした理由は現金よりも現物の方が納め易いということであった。この現物の拠出の方法は金納の場合と同様、落葉の採取量の配分に比例して現物を拠出することになっている。その他山林の管理の条件、利用の方法などは金納の場合と同じであるからここでは省略することにす。

しかし、この採草林は昭和31年に樹木を伐採した後、地主は松に樹種転換してしまったため、この採草林の形態は昭和31年をもって解消してしまった。この採草林に属していた8戸のうち2戸は採草林を失い、後の6戸のうち4戸は前にみた金納に属し、他の2戸は別にO氏より2反5畝を借りていたのを、それを利用して居る。この場合は山林の管理の義務を負うだけである。

③、その他の貸借関係

この部落の採草林の主なもの金納、物納による貸借関係であるが、それ以外にみられるものは、大別して労働力を提供するものと、山林の管理を条件とするものとの二つに分けられる。この場合は中小山林所有者にみられる。労働力を提供する場合でも山林の管理の義務を負う。労働の提供について反当何人というように厳密に規定されているわけではなく、面積に余り関係なく、採草林を借りていれば1戸1日ないし2日間地主の希望する日に働きにゆくのが普通である。その場合男女の区別はない。この貸借関係は両者とも大規模のものではなく、面積は2反～3反程度であり、対人関係も地主1人に農民1人ないし2人というところである。

以上の採草林の貸借関係をみると、いずれの場合にも山林の管理の義務を負わされている。これは地主にとって山林の主たる収入源である樹木の保護にあり、また多くの労働を要する下刈労働を有効に節約している。山林地主にとって有利な条件において山林の管理ができるわけだが、農民は山林の管理のため「山まわり」落葉の採取など多くの労働を犠牲にしてはじめて山林を採草林として利用することができる。特に山まわりは本来地主が行うべきものであるが、その労働が農民の負担において行なわれている。そればかりでなく、落葉・下草を利用するために反当100円から300円近い「下草小作」料を支払わなければならない。労働力を提供する場合はなお一層高率なものとなろう。このように「下草小作」農は二重の負担によってはじめて採草林の利用が可能となるのである。

最後に採草林の貸借関係のない農家について若干ふれておこう。採草林の貸借関係のない農家のうちには、以前はもっていたが取上られたもの、始めからなかったものがある。現在採草林の貸借関係のない農家は14戸であるが、これらの農家は現実に採草林を利用していないわけではなく、大なり、小なり利用されているが、その利用方法についてある農民は「地主が山を貸してくれないのだからしかたなく、適当な山から落葉をとって来る。貸借関係にある山はわかっているからそこからはとらない。」「他人の山から無断でとるのは気が悪いが、サツマ等の苗床もつくれないから悪いと知りながらとらざるをえない。」といわれるように正式の貸借関係はないが、農業生産をおこなっていくためには採草林が必要であるにもかかわらず、その採草林がないためやむをえず他人の山から無断で落葉等を採取せざるをえないというのが現状であろう。

山林所有者は広葉樹（営農林）から針葉樹（経済林）とくに松に樹種を転換しようとしており、盗伐が多いと

いう理由で急速に樹種転換の傾向があらわれてきている。それに対し農民は農業生産上「営農林」の必要を認め、農業経営上必要な山林を「営農林」として残すよう要望している。この山林所有者の利用と農民的利用の矛盾は「営農林」利用をめぐる多くの問題が残されている。今後この矛盾は一層深刻な問題となるだろう。平地林解放に際し単に農地の拡大することだけでなく、この平地林の「営農林」利用、すなわち落葉・下草の採取は勿論、防風林、水源保持等のことを見逃すわけにはいかない。今後この平地林の総合的研究がなされ、平地林をめぐる諸問題の真の解決が要請されるのである。

V. むすび

われわれは調査部落の農地改革過程における平地林解放と平地林の営農利用の形態について具体的に述べてきたが、以上の諸問題を要約して結びとしよう。

1. 平地林所有関係は国有林、公有林はほとんどなく、大部分は私有林、特に個人有林によってしめられている。その所有は著しく集中分散が激しい、農地改革前に全く山林を持たない農家が65%、1町以下の零細所有者を加えると78%をしめているのに対し10町以上の山林所有者はわずか0.9%にすぎなかった。改革後においても山林をもたない農家68%、1町未満の所有者を加えると84%と大部分の農家が全く山林を持たないが、零細な山林所有者にすぎない。部落の山林総所有面積は161町8反のうち10町以上の所有者2戸(0.6%)でその面積は152町で実に94%という圧倒的な面積を独占していることからみていかに山林の集中が激しかったかがわかる。

戦後農地改革によって農地の所有関係は根本的に変革されたのであるが、山林所有に対し山林解放運動が行なわれ改革前の35%を解放したが、山林の所有関係は基本的に変革するに至らなかった。その理由は主として、農地改革法の不備、山林地主は1時的に打撃をうけたが次第にたちなおりをみせ山林解放を積極的に妨害したこと。農民の山林解放に対する考え方が統一されていなかったことなどがあげられよう。しかしながらこの地方は水田は湿田であり、畑は軽鬆土で共に地力は低く、有機質肥料の施用量いかに農業生産力を左右するという事情にある。これらの有機質肥料としての堆厩肥の原料は主として落葉、下草であり、それは平地林より採取されるため、この面での山林依存度は高いだけに、山林解放に際しこれらの点を考慮され、採草権の獲得運動が解放運動と同時におこなわれたのは当然の結果といえる。また、山林解放が単に農地の拡張にのみ主眼がおかれ、採

草林としての平地林が解放されるならば一面を強調しすぎる結果となり、農業経営上有意義な解放とはいえないのではなからうか。農業の山林への依存度は絶対的なものではなく、農業技術の発達に従い山林への依存度は低下するのは必然であるが、現段階では不可能に近い、農業経営の安定化を図るためには一面において農地の拡張を図ることも必要であるが、他方平地林の解放によって自作化した農民に採草林を与えることこそ農業経営の安定化の第一歩であると思う。この点で今後においても平地林解放の必要性のあることはいうまでもない。

2. 山林の利用を大なり、小なりにかかわらずできるものは農地改革前には35%、何等かの形において他人の林野に依存しなければならない農家が65%もある。これらの農家は落葉、下草を採取させてもらうためには、山林の管理の義務を負わされるばかりでなく、「下草小作」料として労働を提供するなど二重の負担を負うことによって林野の利用が可能であった。しかしこのような条件でも借りられない農家もある。これらの農家は貸借関係のない林野を選んで落葉等を採取することによって補っていた。

農地改革後は1反未満という零細所有者を含めても林野の利用できるのは32%、他人に依存しなければならない農家は68%と改革前に比較して増加している。戦前あった「下草小作」地は昭和23年に山林解放を恐れた山林地主O氏は売逃したため「下草小作」地のあった農民も一時採草林を失ったが、それが山林解放への動機となり、昭和23年から昭和25年山林解放運動と同時に採草権獲得運動がおこなわれた結果、昭和25年から新規の契約によって採草権が確立された。その形態は山林の管理の義務を負う点は改革前と変りはないが、「下草小作」料は金納で反当100円、物納で玄米2升7合、労働の提供の場は改革前と同様1人ないし2人等となった。改革後も山林を持たない農家の半数、現在ではそれ以上の農家が以上のような条件でも借りられないやむなく肩身のせまい思いをしながらか他人の山から無断で採取しているのが現況である。

しかしながら大山林地主は農地改革後山林に対する執着を強め、山林の貸借関係を極度にさげようとしており、ここ数年来樹木の盗伐が多いという理由で急速に樹種転換がおこなわれ「営農林」的な広葉樹林から経済林としての針葉樹、特に松に転換されつつあり、物納による「下草小作」地はそのため解体し、他のものもその危険が多きくなっている。これは盗伐という名をかりて山林の「囲込み運動」にはかならない。この「囲込み運動」にとって地主に有利な条件がそろっている。樹種転換に

対する補助額が、再生の植林に比較して有利である。また植林地に資源を求めていたパルプ資本が、この地方にも入り、特に高崎、大昭和等のパルプ資本の要請もあり、反面、薪炭類はガス、電気、石油等の家庭燃料に圧迫され、それにもかかわらず薪炭類の価額は割高であるため、その需要は益々減少しつつある等、樹種転換にとって有利な条件が揃っているから、今後ますますこの種の「囲込み運動」が激しくなるだろう。この事実はとりもなおさず林野の営農利用の圧迫であり、林野の営農利用が不可能となれば、農民は経済的にみて直接肥料の購入の増大によって過重な負担を負うばかりでなく、地力の減耗によって農業生産力に影響するところが大きいだろう。特に畑作農業が中心であり、サツマイモを主とする農業経営である限りその影響は大きいとみられる。また普及しつつある酪農・畜産に対しても直接・間接の影響がないとわいえないだろう。このように山林所有の不均衡からくるこれ等の矛盾は単に山林収入の有無にあるだけではなく、その利用においても地主的利用と農民的利用の矛盾としてあらわれる。

3. 山林経営は従来薪炭林を中心に行なわれていた。それは大山林地主が薪炭業を兼ねていたことに由来する。薪炭林は主にクヌギ、ケヤキ等であったから、その面では「営農林」的性格が強かった。中小山林所有者についても同様のことがいえる。山林は戦時・戦後の濫伐によって中小樹木が大部分をしめており、その生産力は低い。また化学肥料の不足から自給肥料への依存度を高める結果となり、林野への依存度も必然に高まり、落

葉下草の採取は立木を切って2~3年後からはじめるのが普通であるが、立木を切った翌年の秋から落葉の採取が行なわれるため、地力の回復の予地を与えないため地力は益々減少し、樹木の成育は極めて悪くなっている。

平地林の経営は極めて粗放的におこなわれ、一部の農家が酪農の導入によって平地林経営を改善しようという意欲のあるものもあるが、大部分の山林所有者は従来の粗放的経営を行う以外に途はないと考えている。山林は一種の「貯蓄」であって、不慮の災害にそなえる「備蓄」であるという考え方が強く、平地林経営改善に対する意欲に乏しい。山林解放に対する不安からここ数年来広葉樹から針葉樹に転換することによって山林を保護しようとしているにすぎない。

4. 山林を持たない農民は山林解放に対する要求は強く。特に開墾可能な平地林であるため1町5反未満の農家は農地の拡張と採草林の二重の要求をもち、1町5反以上の農民は採草林としての要求が強い。農地の拡張を欲しているものは、この地方では1町5反以上ないと安定した農業経営はできないとして、少なくとも1町5反の農地に相当する山林の解放を要求している。特に開拓、分家にこの要求が強い。採草林の要求面積は必ずしも一定でないが、農地1反に対し採草林5畝~1反は欲しいとしている。このように農民は山林解放を要求しているのに対し、地主は樹種転換によって山林の「囲込み」をはかり、現存する採草林も解消しようとしている。山林の所有権からくるこの矛盾は今後益々深刻なものになるであろう。

Summary

In Ibaraki Pref. lie vast territories of plain-forest land (200-250 thousand acres) which are scattered among farms of diluvial soil. Most of this land, therefore, is arable but has been yet virgin only because of forest-landownership.

This article deals with the peasant movement to acquire the ownership of this forest land and use-right of grass-land which occurred in Tomoe village, Ibaraki Pref., in the midst of the post-war Land Reform.

1. As here are no government-owned forest and public one, all the forests are owned mainly by great private landowners.

2. The structure of forest-landownership had not altered by the peasant movement.

3. However, it is necessary for peasant-farming to transfer the ownership to peasantry by reason of the highly productive rôle of compost-making fallen leaves collected in the forest.

4. Peasants now lease the forest land for fallen leaves paying rent in money, in kind or in labor ("Shitakusa-kosaku") under an obligation to take care of living trees. Recently, landowners begin the growing of needle-leaf trees which needs an intensive forest-management, and a kind of "enclosure movement" is going on. Owing to this enclosure the limitation in peasant use of forest for farming has been caused.